

JFA サッカー活動の再開に向けたガイドライン
(47 都道府県サッカー協会/9 地域サッカー協会向け)

第 12 版 (2022 年 10 月 12 日作成)

公益財団法人日本サッカー協会

目次

改定履歴	……	P. 2
はじめに	……	P. 4
<u>「JFA サッカー活動の再開に向けたガイドライン」について</u>		
1. ガイドラインの構成	……	P. 5
2. ガイドライン策定の基本方針	……	P. 5
3. ガイドラインの運用方針	……	P. 6
4. コロナ禍におけるサッカー活動の実施の判断にあたって	……	P. 6
5. 活動再開にあたっての留意点（各種手引き・チェックリスト）	……	P. 13
<u>（参考）各団体が発出する各種方針・ガイドライン等</u>	……	P. 57

改定履歴

発行	日付	内容
第1版	2020年5月22日	－
第2版	2020年6月12日	<ul style="list-style-type: none"> ● 5/25 公表の政府方針を踏まえた更新 (P.7,8) ● 熱中症の予防に向けた留意点の加筆 (P.15)
第3版	2020年7月20日	<ul style="list-style-type: none"> ● 一部の活動レベルにおける地域間移動にかかる扱いについての更新 (P.6,7,15) ● 感染状況悪化に伴う事業実施の考え方の加筆 (P.9-12) ● 「新型コロナウイルスの影響下における競技会・試合運営の手引き」の改定 (P.27-58) ● 健康チェックシートの様式改定 ※これまで3種類(参加チーム用、大会関係者用、メディア用)作成していたフォーマットを1種類に統一
第4版	2020年8月14日	<ul style="list-style-type: none"> ● 8/7 新型コロナウイルス感染症対策分科会提言を踏まえた活動方針の修正 (P.6-8) ● 7/23 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡を踏まえたイベント開催制限の段階的緩和目安の修正 (P.9-11) ● ドブ漬の扱いについての更新(P.18、チェックシート)
第5版	2020年8月27日	<ul style="list-style-type: none"> ● 8/24 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡を踏まえたイベント開催制限の段階的緩和目安の修正 (P.9,10)
第6版	2020年9月1日	<ul style="list-style-type: none"> ● 競技会における応援スタイルについて、「禁止される行為」から「手拍子」の項目を削除 (P.37)
第7版	2020年10月12日	<ul style="list-style-type: none"> ● 9/11 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡を踏まえたイベント開催制限の段階的緩和目安の修正(P.9～13) ● 「新型コロナウイルスの影響下における競技会・試合運営の手引き」の修正 (P.32、34、38～42、44、49～53、58、チェックシート)
第8版	2020年12月15日	<ul style="list-style-type: none"> ● 共通の留意事項に移動及び宿泊時の留意点を追記 (P.23～25、チェックシート(競技会運営用))
第9版	2021年1月19日	<ul style="list-style-type: none"> ● 「活動レベル」及び活動レベルに応じた「活動の範囲」の設定を廃止し、新たに「事業の実施における考え方」を提示 (主に P.8、9) ※その他本ガイドライン中の活動レベル等の記述は削除/修正 ● 1/7 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡で規定する、イベント規模・感染防止策の指針を追加 (P.9～11) ● 「新型コロナウイルスの影響下における競技会・試合運営の手引き」の修正 (P.36、40、42、44、46、52)
第10版	2021年12月22日	<ul style="list-style-type: none"> ● 政府方針の改定に伴う表現の修正 (P.5) ● 政府方針の改定に伴う「新たな活動レベルの考え方」の追加(P.6～11) ● 「トレーニング活動再開に向けた留意点(チーム・指導者向け)」におけるフィジカルガイドラインの記述の加除修正(参照先の追記) (P.21) ● 「新型コロナウイルスの影響下における競技会・試合運営の手引き」の修正 (P.31、34、35、36、39、44、45、46、チェックシート)
第11版	2022年5月20日	<ul style="list-style-type: none"> ● 政府方針の改定に伴うイベント開催制限の考え方の更新 (P.9) ● 「新型コロナウイルスの影響下における競技会・試合運営の手引き」の修正 (P.14、25、26、27、34、35、36、37、38、44、45、47、48、49、チェックシート)

第12版	2022年10月12日	<ul style="list-style-type: none">● 政府方針の改定に伴うイベント開催制限の考え方の更新（P.10～12）● 「新型コロナウイルスの影響下における競技会・試合運営の手引き」の修正（P.26～32、35～42、44～49）
------	-------------	--

はじめに

2020年の年初より感染が拡大した新型コロナウイルスの影響により、社会・経済活動が停滞する中、事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、政府の方針等に基づいて、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組を進めることが求められており、日本スポーツ協会や日本オリンピック委員会等においても、各種統括団体向けのガイドラインが策定・公表されているところです。

「JFA サッカー活動の再開に向けたガイドライン」（以下、「本ガイドライン」）は、こうした政府の方針や上位団体のガイドラインに基づき策定したものであり、各種の事業を再開するに当たっての道筋や基準を整理し、また、事業再開時及び再開後における感染拡大予防のための留意点を「手引き・チェックリスト」としてまとめたものです。

各都道府県サッカー協会・各地域サッカー協会（以下、「各FA」）及び加盟チームにおかれましては、それぞれにおける事業や活動を実施される際に本ガイドラインを参照いただくとともに、適宜、運動部活動を実施する各学校等にも情報共有として展開ください。また、特に各都道府県協会におかれては、必要に応じ、本ガイドラインを参考に、地域特性に応じた各都道府県のガイドラインの作成に取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、本ガイドラインは現段階の上位団体が作成するガイドラインや、得られている知見等に基づき作成しています。今後、これらが改定された場合には、本ガイドラインについても逐次見直すことがあり得ることに御留意ください。

「JFA サッカー活動の再開に向けたガイドライン」について

1. ガイドラインの構成

本ガイドラインは以下の要素により構成されます。

① 活動時の基準

サッカー活動の実施・再開にあたり、その可否を判断する際の考え方・指標などを提示

② 活動時の留意点（各種手引き・チェックリスト）

サッカー活動を実施する際に準備しておくべき事項、配慮すべきポイント等を整理

2. ガイドライン策定の基本方針

本ガイドラインの策定にあたっては以下の項目を基本方針として掲げました。

① 安全最優先

生命・健康の安全を最優先とし、感染拡大のリスクを最大限に排除した、選手・チーム、指導者、審判、運営スタッフ、それらの方のご家族等、サッカーファミリー全体が安全に活動できる環境を提供する

② 不当な扱い・差別等の禁止

地域の感染状況で生じる活動差をもって選手やチームを不当に扱うことはなく、感染状況に起因する一切の差別や誹謗・中傷の発生を許容しない

③ リスペクト

関わる全ての方を大切に思い、困難な状況にあるサッカーファミリーに手を差し伸べ、笑顔あふれるサッカー環境を再構築すべく全力を尽くす。

④ 「新しい日常」・「[新しい生活様式](#)」への適応

Before コロナの「日常」が即座に戻ることは無いということを前提に、置かれた状況の正確な分析・理解に基づくガイドラインを設計する

⑤ サッカー界の抜本的見直し

今回のコロナ禍を契機とし、組織の在り方や個別事業の設計について抜本的な見直しを図る（リスクとチャンス）

3. ガイドラインの運用方針

本ガイドラインについては、以下の考え方にに基づき運用されるものとします。

<本ガイドラインの拘束力>

本ガイドラインはあくまで、各 FA の活動再開及び各時点において実施し得る活動について、目安として参照すべき留意点等をまとめたものです。そのため、各 FA やチーム等の活動に対して拘束力を持つものではありません。

<本ガイドラインの適用の優先度>

本ガイドラインは主に政府の方針や上位団体が作成する指針に基づき、各 FA やチーム等が活動する際に参考にするために作成されたものであることから、その適用にあたっては、その時点での政府及び各自治体の方針や上位団体が作成するガイドラインが優先されるものとします。

※各年代の日本代表チームについては、専門家の指示に基づき、感染予防策や検査等を実施の上で活動を行っていることから、本ガイドラインの適用対象外とします

※J リーグや JFL 等トップリーグの開催・運営においては、各団体が別途作成するガイドライン等がある場合はそれらが優先されます

<運用の際の留意点>

各 FA やチーム等においては、各地域での事業や活動を実施する際には、まずは当該地域での自治体の方針や指導を遵守いただくとともに、選手等の安全を最優先として、活動の開始時期や事業実施の可否について最終的な判断をいただくようお願いいたします。

<本ガイドラインの改定>

本ガイドラインは、政府の方針や上位団体の示すガイドラインに変更があった場合や本協会が必要と判断した場合に改定を行うものとします。

4. コロナ禍におけるサッカー活動の実施の判断にあたって

(1) 活動の前提となるコロナウイルス感染状況のレベルの確認

政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会では、新型コロナウイルスの感染状況に応じて 5 つのレベルを設定しています。各 FA においては、それぞれの都道府県が現在いずれのレベルにあるのか、適宜自治体のホームページなどから確認してください。

レベル	状況	対策
4 (避けたい)	一般医療を制限してもコロナ対応ができない	<ul style="list-style-type: none">● さらなる医療の制限● 「災害医療」的対策として、国が都道府県を支援・調整
3 (対策を強化)	一般医療を相当制限しなければコロナ対応ができない	<ul style="list-style-type: none">● 大都市圏では緊急事態宣言● 集中検査、飲食店営業やイベント開催の制限● 地方部ではまん延防止等充填措置も含めた措置
2 (警戒を強化)	新規感染者が増加傾向 病床増で適切に対応できる	<ul style="list-style-type: none">● 自治体が必要な対策に着手● 保健所の体制強化● 病床を段階的に確保● 感染リスクの高い行動回避を呼びかけ
1 (維持すべき)	一般医療が安定的に確保され、 新型コロナにも対応できる	<ul style="list-style-type: none">● ワクチン接種の推進● 医療提供体制の強化● 基本的な感染対策の継続● 日常生活・社会経済活動の回復が可能
0 (感染者ゼロ)	新規陽性者がゼロ	

(出典) 新型コロナウイルス感染症対策分科会資料などから JFA 作成

参考：

各レベルの分類における考え方(新型コロナウイルス感染症対策分科会作成資料)

新たなレベル分類の考え方		第10回新型コロナウイルス感染症対策分科会
I. 新たな考え方		
<p>○従来のステージ分類の考え方は、ワクチン接種が行われていない時期における新規陽性者数と医療逼迫との関係の検証を基に新規陽性者数を含めた様々な指標の目安を設定したものであった。</p> <p>○そうした中、最近になり、国民のワクチン接種率が70%を超え、医療提供体制の強化や治療薬の開発が進んできたことで、新規陽性者数の中でも軽症者の割合が多くなり、重症者としての入院病床の利用も半分以下に減少してきている。</p> <p>○したがって、新型コロナウイルス感染症との向き合い方について、新たな考え方が求められる。</p> <p>○すなわち、医療逼迫が生じない水準に感染を抑えることで、日常生活の制限を段階的に緩和し、教育や日常生活、社会経済活動の回復を促進すべきである。</p> <p>○一方で、地域の状況を個別に見ると新規陽性者数と医療逼迫との関係は都道府県によって大きく異なり、新規陽性者数の目安を全国一律には設定できない状況になってきている。</p> <p>○このことから、各都道府県が、各地域の感染の状況や医療逼迫の状況を評価し、必要な対策を遅滞なく講じる必要が出てきた。</p> <p>○今回の新たな提言ではレベルを5つに分類するが、具体的に目指すべきは、安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルス感染症に対し医療が対応できている状況（レベル1）であり、その維持のためには、以下(1)-(3)の対策を進める必要がある。</p> <p>(1) ワクチン接種率の更なる向上及び追加接種の実施</p> <p>(2) 医療提供体制の強化（治療薬へのアクセス向上を含む）</p> <p>(3) 総合的な感染対策の継続</p> <p>①個人の基本的感染防止策</p> <p>②検査体制の充実及びサーベイランスの強化（国民の感染状況把握のための抗体検査等）</p> <p>③積極的疫学調査の徹底（感染源調査及びワクチン・検査の戦略的实施等）</p> <p>④様々な科学技術の活用（二次元バーコード（QRコード）、COCOA、健康観察アプリ、二酸化炭素濃度測定器（CO₂モニター）等）</p> <p>⑤飲食店の第三者認証の促進</p> <p>○なお、医療提供体制の強化に関しては、常に医療機関と自治体が認識の一致に努め、最悪の状況も念頭に事前準備を行い、感染拡大の状況などを踏まえて、段階的に進める体制を構築する必要がある。</p>		

新たなレベル分類の考え方		第10回新型コロナウイルス感染症対策分科会
II. 新たなレベル分類		
<p>○今回の5つのレベル分類の考え方は、感染の状況を引き続き注視するが、医療逼迫の状況により重点を置いたものであり、都道府県ごとに感染の状況や医療逼迫の状況等を評価するためのものである。</p> <p>○各レベルで必要な対策を機動的に講じるタイミングについては、各都道府県が“予測ツール”^(※1)及びこれまで用いてきた様々な指標^(※2)の双方を用いて総合的に判断する必要がある。</p> <p><small>(※1) 公開されている予測ツールやその他の推計。なお、予測に関しては、感染者数が少ない場合や予測時点が遠い場合には、精度が低くなることにも注意が必要である。</small></p> <p><small>(※2) 新規陽性者数、今週先週比、PCR陽性率、病床利用率、重症病床利用率、入院率、自宅療養者数及び療養等調整中の数の合計値、重症者数、中等症者数、感染経路不明割合等のその他の指標の推移。中等症者数の状況については、各自治体のデータや国立感染症研究所の推計値等を参考に、新型コロナウイルス感染症対策アドバイザーボードにおいて公表していく予定である。</small></p>		
レベル0（感染者ゼロレベル）		
<p>○新規陽性者数ゼロを維持できている状況である。</p> <p>○大都市圏では感染が持続していても、都道府県によっては新規陽性者数がゼロの状況が在り得る。</p> <p>【求められる対策】</p> <p>○「I. 新たな考え方」において示した(1)-(3)の対策を行う必要がある。</p>		
レベル1（維持すべきレベル）		
<p>○安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルス感染症に対し医療が対応できている状況である。</p> <p>○このレベルを維持し、マスク着用など「I. 新たな考え方」において示した(1)-(3)の対策を継続すれば、教育や日常生活、社会経済活動の段階的な回復も可能になる。</p> <p>【求められる対策】</p> <p>○「I. 新たな考え方」において示した(1)-(3)の対策を行う必要がある。</p>		

レベル2（警戒を強化すべきレベル）

- 新規陽性者数の増加傾向が見られ、一般医療及び新型コロナウイルス感染症への医療の負荷が生じはじめているが、段階的に対応する病床数を増やすことで、医療が必要な人への適切な対応ができてきている状況である。
- このレベルでは、短期間にレベル3に移行する可能性があることから、様々な指標^(※2)を注視しつつ、警戒を強化する必要がある。
- 特に大都市圏でレベル2になった場合には、地方部への感染拡大を抑制するための施策を準備する必要がある。

【警戒強化のための状況の見える化】

- 都市部や地方部に関わらず、各都道府県は、地域の実情に合わせて、以下(1)-(2)に示す方法も用い、その時点の感染や医療の状況及びその後の予測について見える化を進める必要がある。
 - (1) 感染及び医療の状況についての“予測ツール”や上記の様々な指標^(※2)の利用
 - (2) 保健所ごとの感染状況の地図^(※3)などの利用
- (※3)厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードで提示していく。
- レベル1からレベル2への移行の指標及び目安は、地域の実情に合わせて、保健所の逼迫も考慮し、病床利用率や新規陽性者数も含め、各都道府県が具体的な数値を設定することが考えられる。
- なお、地方部ではクラスターが少しでも発生すると新規陽性者数の急激な増加につながる事が考えられることから、特に、医療提供体制が脆弱な自治体ではレベル2への移行を早期に検討する必要がある。
- その際、新規陽性者数自体は、これまでと同じ値であったとしても、ワクチン接種率の向上等により、これまでよりも医療への負荷が小さくなっていることに留意する必要がある。

【求められる対策】

- 各都道府県は、上記の見える化を通して感染の状況を定期的に予測し、以下のような対策を講じることが必要となる。
- 自治体は人々が感染リスクの高い行動を回避するように呼びかけを行う必要がある。また、自治体は、感染拡大防止のために必要な対策を講じると共に、保健所が逼迫しないように保健所の体制強化を行う必要がある。
- さらに、都道府県は、感染や医療の状況を踏まえ、医療機関と協力して、この時点で必要な病床を段階的に確保していく必要がある。レベル2の最終局面では、一般医療に制限を加えつつも、レベル3の最終局面において必要となる病床の確保に向け準備を行う必要がある。その際、都道府県は、コロナ医療として、オンライン診療の積極的な利用も含め、入院療養、宿泊療養及び自宅療養を一体的に運用していく必要がある。
- その他、国及び都道府県はレベル3で行う対策の準備を進める必要がある。

レベル3（対策を強化すべきレベル）

- 一般医療を相当程度制限しなければ、新型コロナウイルス感染症への医療の対応ができず、医療が必要な人への適切な対応ができなくなると判断された状況である。
- レベル3に移行すると“強い対策”を講じる必要が出てくる。
- このレベル3は、“強い対策”を講じるという意味においては、これまでのステージの考え方^(※4)の概ねステージ3の最終局面及びステージ4に当たる。
- (※4)「感染再拡大（リバウンド）防止に向けた指標と考え方に関する提言」（令和3年4月15日提言）。

【対策強化のタイミング】

- レベル2で用いた“予測ツール”及びその他の様々な指標^(※2)に基づき、「3週間後に必要とされる病床数」を都道府県ごとに推計する。
- レベル2からレベル3への移行については、この「3週間後に必要とされる病床数」が各自治体において確保病床数に到達した場合又は病床利用率や重症病床利用率が50%を超えた場合に、都道府県が総合的に判断する。その際には、感染状況その他様々な指標^(※2)も併せて評価する必要がある。

【求められる対策】

- 国及び都道府県は、自治体及び事業者、国民に対して、強い呼びかけを行う必要がある。
- 大都市圏では都道府県を越えた社会経済圏が一体の地域について広域的に“強い対策”を講じることが必要になる。その際の“強い対策”には、病床の更なる確保に加え、例えば、緊急事態措置以外にも、感染拡大防止のために、クラスターが生じている場所や集団に対する集中的な対策（ワクチンや検査の戦略的かつ集中的な実施、飲食店やイベントの人数や時間の制限、対面授業の自粛要請等）を講じることが考えられる。なお、社会経済活動の制限緩和のためのワクチン・検査パッケージの利用については、状況に応じ、継続運用や停止を検討することも必要である。
- 一方、地方部では感染状況が多様であることから、まん延防止等重点措置も含め各地域にふさわしい効果的な対策を講じる必要がある。
- 国は、都道府県の医療逼迫の状況等を総合的に判断して、感染拡大防止策及び医療提供体制の強化など必要な措置を機動的に講じる必要がある。

レベル4（避けたいレベル）

- 一般医療を大きく制限しても、新型コロナウイルス感染症への医療に対応できない状況である。
- 具体的には、このレベル4では、各自治体の最大確保病床数を超えた数の入院が必要となってくる。この段階になると集中治療の再配分等も現場で検討せざるを得なくなる。

【求められる対策】

- 医療逼迫の状況によっては、都道府県及び医療の現場の判断に基づき、更なる一般医療の制限や積極的疫学調査の重点化などを含めた対応が求められる。国においては、災害医療的な対応として都道府県の支援及び都道府県間の調整を行うとともに、国民に対しても医療の状況について周知する必要がある。

Ⅲ. 強化された対策の解除

○レベル3で強化された対策については、「緊急事態措置解除の考え方」（令和3年9月8日提言）で示した以下の“医療逼迫に関する指標”に基づき解除を行う必要がある。

(1) 新型コロナウイルス感染症医療の負荷

- ① 病床使用率：50%未満。
 - ② 重症病床使用率：50%未満。
 - ③ 入院率：改善傾向にあること。
 - ④ 重症者数：継続して減少傾向にあること。
 - ⑤ 中等症者数：継続して減少傾向にあること。
 - ⑥ 自宅療養者数及び療養等調整中の数の合計値^(※5)：大都市圏では60人/10万人程度に向かって確実に減少していること。その他の地域でも特に療養等調整中の数が減少傾向又は適正な規模に保たれていること。
- (※5)保健所の逼迫の指標。当該指標については各地域の療養者への対応の在り方についての考え方も踏まえて評価すること。なお、今後、自宅療養者について、日々、自宅に於いて臨床医のオンライン等による診療が受けられるようになった場合には、60人/10万人程度よりも高い値を目標として判断することも考えられる。

(2) 一般医療への負荷^(※6)

- ① 救急搬送困難事例：大都市圏では減少傾向又は解消。
- (※6)実務的・技術的に全国一律の把握や指標化が難しいとしても、今後、ICUの新型コロナウイルス感染症患者とそれ以外の患者の利用状況など、医療システム全体を総合的に評価していくことが必要である。

(3) 新規陽性者数^(※7)

- 新規陽性者数については、2週間ほど継続して安定的に下降傾向にあることが前提となる。
- (※7)大都市圏では、(1)⑥自宅療養者数及び療養等調整中の数の合計値の60人/10万人程度は新規陽性者数の50人/10万人程度に相当すると考えられる。

(2) 事業の実施における考え方

コロナ禍における事業の実施にあたっては、大きく下記の考え方に基づき、事業の実施主体 FA が適切に対応を判断してください。

- 政府が発信する方針や通知、及びそれらを踏まえた各自治体、教育委員会、上位団体等からの要請に応じて、各事業主体 FA が事業の実施有無や参加対象者の範囲を判断する
- 事業が2つ以上の自治体間をまたぐ場合には、各自治体の感染状況及びそれぞれの自治体、教育委員会等が発信する要請等を踏まえ、関係者間で協議の上、事業の実施可否等を判断する
- 事業を実施する場合は、当該都道府県、市区町村がいずれのレベルにある場合でも、本ガイドラインや各種手引き、各機関が提示する指針等に基づき、感染予防対策を徹底する
- 緊急事態宣言が発出された場合において、特に学校の休校やイベントの開催自粛など、サッカー関連事業に大きな影響を及ぼす強い要請がある場合には、積極的に事業の中止や延期を判断する

なお、上記に関して政府等が発信する主な方針等は以下のものが挙げられます。

① **新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針**（新型コロナウイルス感染症対策本部）

政府や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって、新型コロナウイルス感染症対策をさらに進めていくため、今後講じるべき対策を現時点で整理し、対策を実施するに当たって準拠となるべき統一的指針を示すものです。スポーツ活動も含めた大きな方針がこちらで示されます。

本方針は緊急事態宣言発出などに伴い、改定が随時行われますので、常に最新のものを把握するよう留意してください。

※対策本部 HP では過去のものも含めて資料が掲載されているため最新版を確認してください

② **内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室からの通知**

主に「内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡」として、緊急事態宣言の

発出に伴う基本的対処方針の改定等に合わせて、都道府県知事や関係省庁宛に発出されるものであり、催物（イベント等）の開催制限や、施設の使用制限等についてもこちらの文書にて具体的な指針が示されます。

※推進室 HP では各種資料と混在して掲載されているため検索の際はタイトルを確認ください

③ 関係省庁からの通知

①や②の各種方針や通知等を踏まえ、関係省庁が主に都道府県知事等をはじめ、制度上所管する機関や、関連団体に対して通知を行います。部活動を含むスポーツの関係では、[文部科学省もしくはその外局であるスポーツ庁からの通知](#)が主なものとなります。

④ 各自治体・教育委員会等からの通知

上記①、②、③を踏まえて、各都道府県や市区町村の自治体・教育委員会、スポーツ統括団体等が各種学校、スポーツ団体等に対して通知が発出されます。特に部活動を含む学校活動の運用における方針などについては、同じ上位機関の指針を受けたものであっても、自治体によって取り扱いが異なる場合がありますので、事業の実施を検討する場合は必ず自地域の自治体の方針について確認するよう留意ください。

(3) 事業実施時の規模の考え方と感染防止策

事業実施における規模については、政府が示す指針に基づいて事業主体 FA が適切に参加者数等の調整を行ってください。また、規模に応じた感染防止策として、政府の指針にて示されるもののほか、本ガイドラインの各種手引きに記載するものを合わせて実行するよう努めてください。

別紙 1.2 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長事務連絡

[「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」\(令和4年9月8日\)](#)

感染状況に応じたイベント開催制限等について			別紙 1
		安全計画策定（注1）	その他 （安全計画を策定しないイベント）
下記以外の区域	人数上限(注2)	収容定員まで（注3）	5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方
	収容率上限(注2)	100%（注4）（注5）	大声なし：100% 大声あり：50%（注5）
重点措置区域	人数上限(注2)	収容定員まで（注3）	5,000人
	収容率上限(注2)	100%（注4）	大声なし：100% 大声あり：50%
緊急事態措置区域	時短	原則要請なし（注6）	原則要請なし（注6）
	人数上限(注2)	10,000人 （対象者全員検査により、収容定員まで追加可） （注7）	5,000人
	収容率上限(注2)	100%（注4）	大声なし：100% 大声あり：50%

※遊園地やテーマパーク等については、都道府県知事の判断により、上記の緊急事態措置区域、重点措置区域と同様の制限を適用することも可能
 (注1) 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用（緊急事態措置区域、重点措置区域においては、5,000人超）
 (注2) 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）
 (注3) 地域の実情に応じて、都道府県知事の判断により、人数上限の制限を行うことも可能とする
 (注4) 安全計画策定イベントでは、基本的に「大声なし」の担保が前提
 (注5) 同一イベントにおいて、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合、それぞれ50%（大声あり）・100%（大声なし）
 (注6) 都道府県知事の判断により要請を行うことも可能
 (注7) 対象者全員検査における検査結果の陰性を確認する対象者は、定められた人数上限を超える範囲の入場者とする。都道府県の判断により、対象者全員検査の活用を行わないことも可能

イベント開催等における必要な感染防止策

別紙 2

基本的な感染防止策	具体的な対策例 ※対策の例であり必須の取組ではないことに留意すること
(1) 感染経路に応じた感染対策	
<p>②エアロゾル感染対策</p> <p>□ 機械換気による常時換気又は窓開け換気</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要な換気量（一人当たり換気量30m³/時を目安）を確保するため、二酸化炭素濃度を概ね1,000ppm以下を目安（二酸化炭素濃度測定器の活用が効果的） 機械換気が設置されていない場合の窓開け換気は、可能な範囲で2方向の窓開け 機械換気、窓開け換気ともに、相対湿度の目安は40-70% 屋外開閉は除く <p>□ 適切なマスクの正しい着用の周知・徹底【①と同様】</p> <p>□ イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】</p>	<p>○ 各施設の設備に応じた換気</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設に備わっている換気設備の確認、その仕様を踏まえた適切な換気 二酸化炭素濃度測定器による常時モニターや映像解析を活用した換気状況を確認するための手法の検討・実施 換気能力維持のための定期的な検査・メンテナンス <p>○ マスクの着用及び距離の確保については、①飛沫感染対策の対策例を参照</p>
<p>③接触感染策</p> <p>□ イベント参加者によるこまめな手洗・手指消毒の徹底や、主催者側によるイベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）の消毒の実施</p> <p>□ イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】</p>	<p>○ 具体的な手洗場、アルコール等の手指消毒液の設置場所、準備回数等の検討・実施</p> <p>○ アナウンス等による手洗・手指消毒の呼びかけ</p> <p>○ 距離の確保については、①飛沫感染対策の対策例を参照</p>
(2) その他の感染対策	
<p>④飲食時の感染対策</p> <p>□ 上記（1）感染経路に応じた感染対策と併せて、飲食時の感染対策（食事中以外のマスク着用、飲食に伴いマスクを外す際の会話自粛等）の徹底の周知</p>	<p>○ アナウンス等による飲食時の感染対策の呼びかけ</p> <p>○ 飲食専用エリアの設置及び当該エリアでの飲食の推奨</p> <p>○ 飲食店に求められる感染対策等を踏まえた飲食専用エリアでの感染対策（身体的距離の確保、マスクを外して会話を行う者への個別注意等）</p>

イベント開催等における必要な感染防止策

別紙 2

基本的な感染防止策	具体的な対策例 ※対策の例であり必須の取組ではないことに留意すること
1. イベント参加者の感染対策	
(1) 感染経路に応じた感染対策	
<p>①飛沫感染対策</p> <p>□ 適切なマスク（不織布マスクを推奨。以下同じ。）の正しい着用の周知・徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 適切なマスクの正しい着用については、厚生労働省HP「マスクの着用について」を参照。なお、屋外において、他者と距離がとれない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要ないことに留意すること。 <p>□ イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 大声を伴わない場合は、人と人が触れ合わない間隔。その際、主催者や出演者等から参加者等に対して大声を出さないことを適切に周知すること。大声を伴う可能性がある場合は、前後左右の座席との身体的距離の確保（座席間は1席（座席がない場合は最低1m）空ける） 大声を「観客等が、②通常よりも大きな声量で、③反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を施さないイベントは「大声あり」に該当することとする。 	<p>○ マスクを着用しない者や大声を出す者（大声なしの場合）に対する個別注意等の具体的方法の検討・実施</p> <ul style="list-style-type: none"> （大声なしの場合）主催者や出演者等から参加者等に対する「大声を出さないこと」の適切な周知 マスクを着用しない者や繰り返し大声を発する観客（大声なしの場合）の退場措置の事前準備・周知（チケット購入時の約款に明記等） 応援自粛に係るファンクラブ等との事前調整 警備員や映像・音声によるモニタリング、個別注意や退場の徹底 <p>○ 入場ゲートの増設、開場時間の前倒し、時間差・分散退場の実施、密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制構築、交通機関との連携（駅付近の混雑度データを踏まえた増便等）による誘導</p> <p>○ 密になりやすい場所での二酸化炭素濃度測定器等を活用した混雑状況の把握・管理、マーキング、誘導員等の配置による誘導</p>
<p>「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合、上記対策に加えて、</p> <p>□ 大声なしエリア・大声ありエリアの明確な区分があり、それぞれにおける、イベント参加者間の適切な距離の確保</p> <p>□ 大声なしエリアにおける、大声を防止するための対策の実施</p>	<p>○ チケット販売時等におけるエリア区分に関する周知・徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> イベントごとの声出し応援のルール等の周知・徹底 座席指定などエリアごとにチケットを分けて販売 <p>○ 主催者及び出演者等からのアナウンスや警備員の配置等による、大声なしエリアにおける応援自粛の呼びかけ、及び大声を出す者がいた場合の個別注意や退場の徹底</p>

イベント開催等における必要な感染防止策		別紙2
基本的な感染防止策	具体的な対策例 ※対策の例であり必須の取組ではないことに留意すること	
(2) その他の感染防止策		
⑤ イベント前の感染対策 □ 発熱等の症状がある者のイベント参加の自粛の呼びかけ	<input type="radio"/> 体制構築の上、検温・検査の実施 <input type="radio"/> 発熱等の症状がある者の参加自粛を促すことができるキャンセルポリシーの整備	
⑥ 感染拡大対策 □ イベントで感染者が発生した際の参加者への注意喚起	<input type="radio"/> 感染者が発生した旨の参加者への迅速な周知 <input type="radio"/> COCOAや各地域の通知サービス（BluetoothやQRコードを用いたもの等）等による来場者情報の把握・管理手法の確立（アプリ等の確実なダウンロードや来場者情報を把握するための具体的な措置の検討） <input type="radio"/> チケット購入時の参加者の連絡先把握	
2. 出演者やスタッフの感染対策		
⑦ 出演者やスタッフの感染対策 □ 出演者やスタッフによる、練習時・本番等における上記（1）感染経路に応じた感染対策に加え、健康管理や必要に応じた検査等の実施 □ 舞台と客席との適切な距離の確保など、出演者やスタッフから参加者に感染させないための対策の実施	<input type="radio"/> 日常から行う出演者やスタッフの感染対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> 健康アプリの活用等による健康管理 出演者やスタッフの必要に応じた検査の実施 発熱等の症状がある者は出演・練習を控える 練習時やその前後の活動等における適切なマスクの正しい着用、出演者やスタッフの関係者間の適切な距離確保、換気等 <input type="radio"/> 本番及びその前後の活動における出演者やスタッフの感染対策（舞台上等でのマスク着用の有無などに応じた適切な距離の確保、換気、飲食を伴う際の適切な感染対策等）の実施 <input type="radio"/> ステージと観客席間の適切な距離の確保、出演者やスタッフ及び観客双方への感染対策の周知	

（補足）これまでの「活動レベル」及び各レベルにおける「活動の範囲」の取り扱いについて

第8版までのガイドラインにおいて示していた、各感染拡大ステージに連動し設定する「活動レベル」及び各レベルにおける「活動の範囲」については、緊急事態宣言の発出の際に各機関・自治体等より要請される、各種の活動やイベントの開催にかかる制限・留意点などがその時の宣言によって変動することや、関係者の尽力によるサッカー活動現場における各種感染防止策の実行・定着等の状況を踏まえ、一律の文言等をもって行動や活動を規定することが実情にそぐわないと判断し、廃止することといたします。本ガイドラインを参照される方々におかれては、今後、これまで以上に、政府及び各自治体等が示す指針等の把握に努め、内容を十分に理解した上で、それぞれの活動の実施について適切な対応をいただくようお願いいたします。

（4）感染状況悪化に伴う事業実施の考え方

新型コロナウイルスの感染状況は、季節や新型株の発生などにより常に変化します。感染状況が悪化する場合には、自治体の方針等を踏まえ、各地域 FA・47FA での事業の実施について、本ガイドライン基本方針に立ち返り、安全最優先で事業の継続・延期・中止等を再検討くださいますようお願いいたします。

<前提>

ガイドライン策定の基本方針

- ・安全最優先
- ・不当な扱い、差別等の禁止
- ・リスペクト
- ・「新しい日常」・「新しい生活様式」への適応
- ・サッカー界の抜本的見直し

<感染状況の把握>

感染状況の悪化にともない、当該地域・都道府県がどのレベルに該当するかについては、当該 FA が属する自治体の示す警戒レベル（警報・アラート等）を解釈し、各 FA にて主体的に判断し、感染状況を把握いただくようお願いいたします。

5. 活動再開にあたっての留意点 (各種手引き・チェックリスト例)

- [各種活動の再開にあたっての共通の留意事項](#) P. 1 4
- [トレーニング活動再開に向けた留意点 \(チーム・指導者向け\)](#) P. 2 2
- [新型コロナウイルスの影響下における競技会・試合運営の手引き及び
チェックリスト・健康チェックシート例](#) P. 2 6
- [講習・研修会主管 FA 用 新型コロナウイルス対応版チェックリスト例](#) P. 5 5
- [審判員・審判指導者用 \(試合参加時\) 新型コロナウイルス対応版チェックリスト例](#)
..... P. 5 6
- [フットボールセンター管理 FA 用 新型コロナウイルス対応版チェックリスト例](#) P. 5 7

各種活動の再開に当たっての共通の留意事項について

各種活動の再開に当たって、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部が作成する「[新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針](#)」や、公益財団法人日本スポーツ協会・公益財団法人日本障がい者スポーツ協会作成の「[スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン](#)」に掲げられる「基本的考え方」に基づき、各事業の実施における共通の留意事項を整理しました。各 FA 及び各チームの責任者の方におかれましては、原則全ての事業において下記のポイントを踏まえた対応を行っていただくようお願いします。

また、当該共通の留意事項とは別に、競技会や研修会などの事業によって個別に手引きやチェックリストを作成しておりますので、随時合わせて参照ください。

なお、各種活動の再開においては、当該活動が実施される都道府県の方針に従うことが大前提であり、開催や実施の判断に迷われた際は、JFA にお問い合わせいただくとともに、開催地や施設が所在する都道府県のスポーツ主管課や衛生部局等へご相談ください。

<参加者の安全を最優先にした行動を>

本ガイドラインの基本方針にも「安全最優先」として掲げる通り、**各都道府県における活動の再開にあたっては、何よりもまず参加者の人命や健康を最優先にした事業の計画・実行を行っていただくようお願いいたします。**緊急事態宣言が解除された地域や都道府県知事から自粛要請が解除された地域においても、感染予防に向けて取り得る十分な環境が整えられない場合は、参加者・スタッフの安全を第一にして、イベント等の延期や中止の判断を積極的に行ってください。

<不当な扱い・差別等を許容しない>

現在、残念ながら、国内外で感染者や診療に携わった医療機関・医療関係者その他の対策に携わった方々に対する誤解や偏見に基づく差別、誹謗中傷の例が複数報告されていますが、**サッカー界は、このような差別等[※]の発生を一切許容せず、断固たる姿勢で臨みます。**各 FA におかれましても、現場や SNS 等でこうした事象が発生した場合は決して容認することなく強い態度で制止していただき、行為が続くようであれば毅然とした対応をお取りくださいますようお願いいたします。

なお、こうした差別等の予防という観点でも、イベント等参加者に新型コロナウイルスの感染者が発生した場合の個人情報等の取り扱いには十分配慮してください。

※ここでいう「差別等」には、活動現場や SNS 上での感染者等に対する差別的な発言・態度のようなものだけでなく、例えば、コロナ感染を避けるために選手がチーム活動への参加を、もしくは、チームが大会等への参加を一時的に辞退する/したことを理由として、チームの指導者が当該選手を、または、事業主催者が当該チームを不当に扱うことなども含まれます

1. 事前の対応

事業主体 FA は、事業実施会場において感染防止対策に向けた準備を行うとともに、参加者に対し、感染防止のために選手・スタッフが遵守すべき事項を明確にして事前に連絡し協力を求めることが重要です。大会などにおいては FA 及び参加チームはそれぞれ感染対策責任者を設置し、イベント等の事前、当日、事後にお互いが連絡を取り合える環境を構築してください。

参加者への連絡事項

事業主体 FA がイベント・競技会等への参加者に対して事前に求める感染拡大防止のための措置として、以下の項目が挙げられます。FA の感染対策責任者は適切な手段により参加者やチームの感染対策責任者に事前に連絡をとり、以下の項目を伝えてください。また運営に関わる役員、会場スタッフ、ボランティア、メディアその他関係者全員に対しても同様に事前伝達してください。

なお、以下の項目の実行が難しいと判断された場合は、開催都道府県において集会・イベントの開催が許可された状況下にあっても、イベント等の中止・延期を検討頂くようお願いいたします。

(1) 以下の事項に該当する場合の自主的な参加の見合わせ（イベント等当日に書面にて確認）

- 体調が良くない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
- 同居家族や身近な人に感染が疑われる方がいる
- 過去 7 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

(2) イベント等参加者全員のマスク着用

(3) 事業主体 FA が示す注意事項の遵守

(4) スポーツイベント終了後に新型コロナウイルス感染症を発症した場合の速やかな報告

(5) イベント中に誰とどのくらいの距離で何分くらい話したか、その時にマスクを着用していたかなど、他人との接触状況の記憶（感染者発生発覚の際の濃厚接触者特定に役立ちます）

2. 会場における感染防止対策

事業主体 FA は、以下の点に留意して会場の設営・運営を行ってください。

(1) 諸室・テント等

イベント等で使用する諸室等において、以下の対応を行ってください。

- 各部屋にアルコール消毒液を設置する。
- 全てのドア及び窓を開け、3つの密が発生する環境を阻止し、ドアノブを介した接触感染を防ぐ。
- ドリンクを冷やすためのアイスボックス・イベントクーラーは使用しない。
- 飲食売店の運営は、安全対策に十分配慮した上で判断する。運営する場合において、ドブ漬けを使用する際は下記事項を徹底すること。なお、アルコール類の販売は当面は行わない。
 - i. ドブ漬けに手を入れる店員を事前に決め、健康チェックシートで体調管理を徹底する
 - ii. ドブ漬けに手を入れる店員は、紙幣や小銭等の金銭の授受を担当しない
 - iii. ドブ漬けに入れる飲料に他の人が手を触れた場合は、流水等で十分に洗浄する
 - iv. ドブ漬けは購入者が手を入れられない場所に設置する

- 座席を設置する際に前後左右1.5～2m間隔をあげ、お互いが正面に座らないよう配慮する。
- 喫煙所は設けない。

(2) 手洗い場所

イベント参加者や関係者が手洗いをこまめに行えるよう、以下の対応を行ってください。

- 手洗い場にはポンプ型の液体または泡石鹸を用意する。
- 「手洗いは30秒以上」等の掲示をする。
- 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意する。（布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること。）
- アルコール消毒液を設置する。

(3) トイレ

トイレについても感染リスクが比較的高いと考えられることから、事業主体のFAは、以下の対応を行ってください。

- 便器の蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- 手洗い場にはポンプ式液体または泡石鹸を用意する。
- 「手洗いは30秒以上」等の掲示をする。
- 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意する。（布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること。）

(4) 更衣室・ロッカールーム

イベントや競技会で更衣室やロッカールームを使用する場合、3つの密が揃うため、感染リスクが比較的高くなります。事業主体FAは、これを踏まえ、更衣室・ロッカールームについて以下の準備を行ってください。

- 広さにはゆとりを持たせ、利用者同士が密になることを避けること。
- ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する利用者の数を制限する、別室を用意する、または外部にテントを設置する措置を講じる。
- 室内又はスペース内で複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等）については消毒する。
- 換気扇を常に回す、2つ以上のドア、窓を常時開放して換気を行う。

更衣室等利用者の注意事項

- 利用者はマスクを着用し、会話を最小限に留める。
- 利用者はロッカールームの滞在時間を短くするため着替えに限定する。
- 利用者はシャワーを交代で使用し、密集を避ける。

(5) 参加者が運動・スポーツを行う際の留意点

事業主体FAは、イベント等の参加者に対し、以下の留意点や利用者が遵守すべき内容を周知・徹底することが求められます。

① 十分な距離の確保

競技の種類に関わらず、運動をしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離（2mが目安）を空けること。（介助者 や誘導者の必要な場合を除く。）強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空ける必要があること。また、マスクをしていない場合には、十分な距離を空けるよう特に留意をする必要があること。

② 位置取り

走る・歩くイベントにおいては、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること。

③ その他

ア 運動・スポーツ中に、唾や痰をかくことは極力行わないこと。

イ タオルの共用はしないこと。

ウ 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離をとって対面を避け、会話は控えめにすること。また、同じトング等での大皿での取り分けや回し飲みはしないこと。

エ 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外（例えば走路上）に捨てないこと。

(6) メディア対応における注意事項

- イベント等の取材申請を事前に締め切ることにより、会場に合わせた3密を避けるための取材者の人数調整が可能となり、取材者に事前に感染防止対策を周知できます。
- イベントを取材するメディアに対しても、1. 事前の対応「参加者への連絡事項」に記載されている内容を遵守するように事前に伝えてください。
- 代表質問を行うなど、取材者の人数も必要最小限となるように調整し、取材者は取材対象者から2mの距離を、取材者同士は最低1m間隔を保つよう声がけをしてください。また、できるだけ短時間で取材を終えるよう、取材者に対して事前に依頼してください。
- メディアは、取材日の14日前から健康状態を管理・記録し、当日の健康状態に問題がないことを確認した上で取材をすることができます。

取材者には14日間の健康管理・記録を依頼し、以下いずれかの方法で健康状態に問題が無い旨をご確認ください。

-健康チェックシート※を事前に送付し当日回収する

-過去14日間および当日の健康状態に問題がない誓約サインを当日回収する。

- 競技会におけるメディア対応の詳細については、別途作成する「新型コロナウイルス影響下における競技会・試合運営の手引き」をご確認ください。

※健康チェックシートへの記載事項

- ① 氏名、年齢、住所、連絡先（電話番号、Email アドレス※個人情報の取扱いに十分注意）
- ② イベント当日の体温
- ③ 競技会前 2 週間における以下の事項の有無
 - 平熱を超える発熱
 - 咳（せき）、のどの痛みなどの風邪症状
 - だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）
 - 臭覚や味覚の異常
 - 体が重く感じる、疲れやすい等
 - 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
 - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - 過去 7 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間が必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

(7) ゴミの廃棄方法

イベント会場等で発生したゴミを収集する際は、マスクや手袋を必ず着用してください。ゴミはビニール袋に入れて密閉して縛り、廃棄してください。マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒してください。

(8) 夏季における熱中症予防に向けた留意点

気温が高くなる夏季においては、各諸室の窓やドアの開放、参加者にマスク着用を義務化することなどにより、熱中症を発症するリスクが高まることから、感染拡大防止に向けた取組に併せて熱中症の予防も行う必要があります。事業主体FAは、P.21に記載の「[スポーツ活動再開時の新型コロナウイルス感染症対策と熱中症予防について](#)」を参照するとともに、政府が示す「[新しい生活様式](#)」における熱中症予防行動のポイントに基づく下記の点などに留意して各種活動を実施してください。

① マスクの着用

マスク（特に外気を取り込みにくいN95などのマスク）の着用時は、マスクを着用していない場合と比べると、心拍数や呼吸数、体感温度の上昇など、身体に負担がかかることがあるため、参加者に対してはこうしたリスクを周知するとともに、こまめな水分補給を心がけることを徹底してください。また、高温や多湿といった環境下では、屋外で人と十分な距離（少なくとも 2 m 以上）が確保できる場合には、マスクを外しても構わない旨アナウンスをしてください。

② エアコンの使用について

諸室等においてエアコンを使用する場合も、新型コロナウイルス対策のためには、冷房時でも窓開放や換気扇によって換気を行う必要があります。換気により室内温度が高くなる場合があるため、エアコンの温度設定を下げるなどの調整をしてください。

③ 涼しい場所への移動について

参加者に対しては、少しでも体調に異変を感じたら、速やかに涼しい場所へ移動するようアナウンスしてください。なお、会場の関係で、医務室等の諸室にすぐに入ることができない場合は、屋外でも日陰や風通しの良い場所への移動を促せるよう事前の準備をしておいてください。

(9) その他

これら(1)～(9)を実施しても感染リスクをゼロにすることはできません。事業主体のFA及び参加チームは、その点を理解した上で、各イベント等の実施や参加をしていただくとともに、関係者への周知を行ってください。

3. 移動・宿泊

競技会やイベントの事業主体FA及びその参加者は、各イベント等の参加にあたり、移動や宿泊が発生する場合は以下の点に留意して対応してください。

(1) 移動

① 飛行機、新幹線

i. 飛行機

航空機内は、空気が約3分で、すべて入れ替わる換気のよい空間であるが、可能な限り座席の間隔を空けることやマスクの着用など感染対策は万全に行う

ii. 新幹線

新幹線の車内も、6～8分ですべての空気が入れ替わるが、可能な限り座席の間隔を空けることやマスクの着用など感染対策は万全に行う

② バスによる長距離移動

i. バス会社への事前の依頼事項

- 事前に車内を消毒する
- 運転手の体調管理し、マスク、手袋を着用する

ii. バス車内での社会的距離

- バス内は密をさけるよう人数を極力減らし、着席する席の間隔を空ける（目安：定員50%まで）
- 長時間（2時間以上等）移動の場合、複数台のバスにより密にならない状況を作るなどを検討する

iii. その他の注意事項

- バス内ではマスクを着用する
- 1時間につき3回の換気を推奨として、窓を開けて換気する
- サービスエリア等での休憩時もマスクを着用し、感染予防に務める

③ 近距離の移動

i. 近距離の場合の参加者の移動は、可能な限り公共交通機関の利用を避け、バス、乗用車等を利用する。尚、会場の駐車場利用については主管FAの指示に従うこと

ii. 移動に際して、以下の点に留意する

- マスクを着用する
- 長時間（2時間以上等）移動の場合、複数台に分乗して選手間の社会的距離（できるだけ2m、最低1m）の確保を検討する
- 1時間につき3回の換気を推奨として、窓を開けて換気する

④ 移動中の食事

i. 電車又はバスの車内は手狭であり、食事の際、マスクを外すことになるため、感染及び濃厚接

触を防ぐ観点から、移動中には食事を慎むことが推奨される。

ii. 移動中に食事をとらざるを得ない場合、以下例のとおり感染防止に十分配慮する。

- 車内でできるだけ距離をとる。また対面ですわらない
- 車内の換気に留意する
- 食事をする者以外は、マスクをする
- 食事の直前に手指消毒を行う（手指衛生剤を車内に携行し、使用する）
- 食事は、できるだけ短時間で済ませる

（２）宿泊

実施する競技会やイベントにおける宿泊の要否については、事業主体FAが主体的に判断を行ってください。その上で宿泊を伴う場合は、事業主体FAは、イベント等に参加するチーム・団体・個人等に対し、以下の留意点や遵守すべき内容を周知・徹底することが求められます。

① 接触による感染リスクからの回避

宿泊施設の従業員や利用客との接触を減らし、感染リスクを減らす工夫をする

- i. 施設単位またはフロア単位での貸し切りを検討する
- ii. 動線（共用の廊下やロビー等）、エレベーターについては、時間を指定することも検討する
- iii. 時間指定等により食事会場を参加者の団体の専用とすることができるか検討する
- iv. 参加者が使用する部屋は事前に消毒、換気する（宿泊施設への依頼）
- v. 参加者の不在時に清掃する、または、清掃しないことも選択肢となる

② 手指消毒液の設置

参加者が訪れる各所に手指消毒液を設置する

（食事会場、マッサージルーム、ミーティングルーム、廊下（フロア等を専有する場合）、その他）

③ チーム・団体の行動規範

- i. 自室以外ではマスクを着用する
- ii. エレベーターのスイッチや階段の手すりに、素手で触れないようにする
- iii. ホテルのサウナ、フィットネスルーム、バー等に立ち入らない

④ 部屋割り

- i. 個室を基本に、可能な限り絞った人数での宿泊とし、密を避けて設定する（対応できない場合は、参加者の対策や体調管理を徹底する）
- ii. 部屋の換気を良くする（温度21度、湿度50～60%が推奨される）

⑤ 食事

- i. 座席は、社会的距離（できるだけ2m、最低1m）を確保し、向かい合わせの配席はしない
- ii. 十分に広い部屋がない場合、グループを分けて食事時間をずらす
- iii. 食事は一人ずつ取り分けた状態で用意する
- iv. 食事中、宿泊施設の方は部屋にいないようにし、片付けは食事終了後に行う
- v. ビュッフェ形式は、取り分けにより感染リスクが想定されることから見合わせる

⑥ ミーティング

- i. 可能な限り、WEB会議システムの利用を検討する
- ii. 対面にて実施する場合、部屋の換気に留意する

iii.参加者は社会的距離（できるだけ2m、最低1m）を確保して着席する

4. 事後対応

万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取り扱いに十分注意しながら、イベント等当日の参加者から取得した書面や健康チェックシートを、保存期間（少なくとも1ヶ月）を明記した上で保存しておくようにしてください。

また、スポーツイベント終了後に、参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、開催自治体の衛生部局とあらかじめ検討しておく必要があります。

トレーニング活動再開に向けた留意点（チーム・指導者向け）

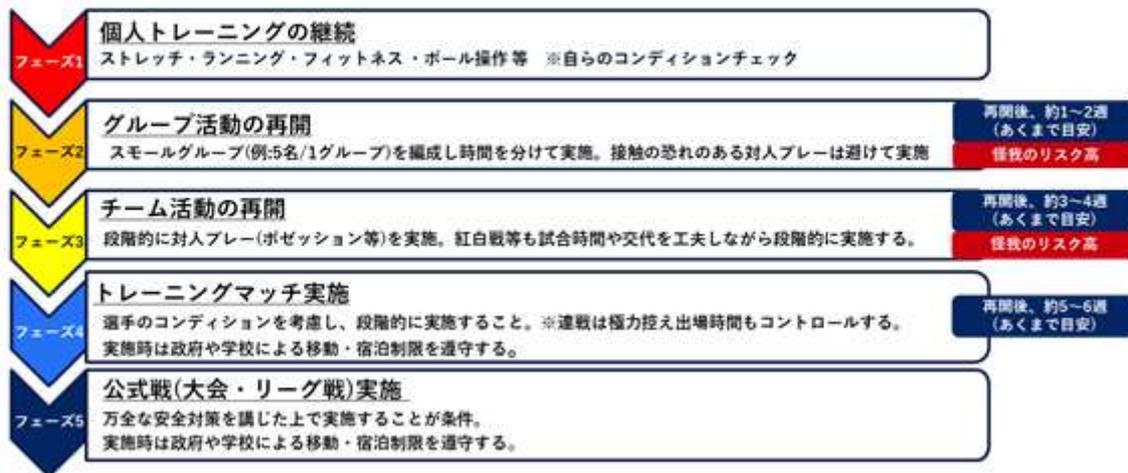
1. 日常のトレーニング及び練習試合における「感染予防」のためのチェックリスト

チーム	項目	チェック欄	備考
1. 準備体操	① 選手全員が準備体操を行うこと。再開当日は準備体操の時間を確保する。		
	② 選手全員が準備体操を行う際の準備体操の時間確保を要する。（準備体操の時間は準備体操の時間確保を要する。）		
	③ 選手全員が準備体操を行う際の準備体操の時間確保を要する。（準備体操の時間は準備体操の時間確保を要する。）		
2. 練習時間	① 練習時間中に選手全員が練習を行うこと。再開当日は練習時間を確保する。		
	② 練習時間中に選手全員が練習を行う際の練習時間の確保を要する。（練習時間の確保を要する。）		
	③ 練習時間中に選手全員が練習を行う際の練習時間の確保を要する。（練習時間の確保を要する。）		
3. トレーニング器具	① トレーニング器具の消毒を行うこと。再開当日は消毒時間を確保する。		
	② トレーニング器具の消毒を行う際の消毒時間の確保を要する。（消毒時間の確保を要する。）		
	③ トレーニング器具の消毒を行う際の消毒時間の確保を要する。（消毒時間の確保を要する。）		
4. トレーニング器具	① トレーニング器具の消毒を行うこと。再開当日は消毒時間を確保する。		
	② トレーニング器具の消毒を行う際の消毒時間の確保を要する。（消毒時間の確保を要する。）		
	③ トレーニング器具の消毒を行う際の消毒時間の確保を要する。（消毒時間の確保を要する。）		
5. トレーニング器具	① トレーニング器具の消毒を行うこと。再開当日は消毒時間を確保する。		
	② トレーニング器具の消毒を行う際の消毒時間の確保を要する。（消毒時間の確保を要する。）		
	③ トレーニング器具の消毒を行う際の消毒時間の確保を要する。（消毒時間の確保を要する。）		
6. 練習場の換気	① 練習場の換気を行うこと。再開当日は換気時間を確保する。		
	② 練習場の換気を行う際の換気時間の確保を要する。（換気時間の確保を要する。）		
	③ 練習場の換気を行う際の換気時間の確保を要する。（換気時間の確保を要する。）		
7. 練習時間	① 練習時間中に選手全員が練習を行うこと。再開当日は練習時間を確保する。		
	② 練習時間中に選手全員が練習を行う際の練習時間の確保を要する。（練習時間の確保を要する。）		
	③ 練習時間中に選手全員が練習を行う際の練習時間の確保を要する。（練習時間の確保を要する。）		
8. 練習場の換気	① 練習場の換気を行うこと。再開当日は換気時間を確保する。		
	② 練習場の換気を行う際の換気時間の確保を要する。（換気時間の確保を要する。）		
	③ 練習場の換気を行う際の換気時間の確保を要する。（換気時間の確保を要する。）		

2. 「段階的なトレーニング再開」のための留意点（コンディショニングの観点から）

<各フェーズにおけるトレーニング及び活動内容>

活動再開におけるタイムラインを5段階のフェーズに分類しました。
 ※以下のフェーズはあくまで選手の身体的負荷を考慮した参考情報となります。



<段階的なトレーニング再開にあたっての基本情報>

サッカーファミリーの
心と体の健康のために

フィジカルフィットネスプロジェクトより
指導者のみなさまへ

子どもたちは、思っている以上に活動自粛期間中の
運動不足により**基礎的な体力が低下**しています

【持久力】
マラソンのような持久力よりも
ダッシュ等を反復して繰り返す
ための回復能力が大きく低下!!

【筋力】
持久力ほどではないが
筋力も低下
体重増加の可能性もあり

サッカーに必要な体力
ダッシュ、ターン、キックなどを行う「筋力」
それらを繰り返せる「持久力(回復能力)」

自主トレ(ジョギング程度)だけでは、サッカーに必要な体力は**低下**

これらを「**段階的**」に高めないで「**ケガ**」につながる**可能性大**

【「**段階的**」に高めていく】

- トレーニング時間
- トレーニング強度
- トレーニング要素の種類

【**長期休み明けTRの注意点**】

- トレーニング時間の長さ
- トレーニング強度の高さ
- 急激な時間と強度の増加

- 早く体力を取り戻そうと**焦る必要は全くありません**
じっくりと時間をかけて子どもたちに**必要な体力**を戻しましょう
- 成長期なので個人のペースに合わせましょう。セット間、セッション間の**インターバル(休憩時間)**をしっかりと、**水分補給**などで回復してからトレーニングしましょう
- オフ明け後は、ケガのリスクが増大します
⇒ トレーニングのやり過ぎに注意して**段階的**に進めましょう!
ケガの予防についてはJFAホームページ内、11+もご参照ください



<https://www.jfa.jp/medical/11plus.html>

2020年5月



JFA では**サッカー活動再開のためのフィジカルガイドライン**を策定しています。
 これまでの情報も含めて集約・随時更新しておりますのでご参照ください。

3. スポーツ活動再開時の新型コロナウイルス感染症対策と熱中症予防について (公益財団法人日本スポーツ協会資料より)

これから暑い日が続きます。これまでの新型コロナウイルス感染症対策とあわせて、熱中症予防対策が必要となります。特に、これまでの外出自粛の影響により、体力の低下や暑さに慣れていないこと、そして、マスクをつけてスポーツを行うと熱放散が妨げられることから、通常よりも熱中症のリスクが高くなりますので、より注意が必要となります。

スポーツ活動再開時の 新型コロナウイルス感染症対策と熱中症予防について

公益財団法人日本スポーツ協会 スポーツ医・科学委員会委員長 川原 貴

新型コロナウイルスの主な感染経路は、接触感染と飛沫感染だと考えられています。そのため、スポーツ活動時の対策としては、いわゆる三つの密を避けることはもちろん、次のことが重要です。

- ・周囲の人と距離を空ける
- ・こまめに手洗いあるいはアルコール消毒を行う
- ・スポーツ活動に支障のない範囲でマスクを着用する



さらに、スポーツ活動再開時は、以下についての配慮が必要となります。

1) 体力低下と暑熱順化に配慮する^{※1}

これまでの外出自粛の影響により体力が低下していること、暑さへ慣れていないことが想定されます。これらは熱中症発症のリスク要因となるため、スポーツ活動を再開する場合はくれぐれも無理のないよう慎重に、運動強度を調節し、適宜休憩をとり、適切な水分補給を心がけてください。

2) 日頃の体調管理と体調チェックを徹底する^{※2}

体調が悪いと体温調節機能が低下し、熱中症につながります。日頃から睡眠、食事をしっかりと、生活リズムを整えるなど体調管理に配慮するとともに、スポーツ活動を行う前に必ず体調をチェックするように心がけてください。このことは、スポーツ活動中の熱中症予防はもちろん、新型コロナウイルス感染症対策にもつながります。

3) マスクを着用できない場合は 周囲の人との距離を十分に空ける^{※3}

スポーツ活動中も飛沫の拡散を予防するため、できるだけマスクを着用することが望まれます。ただし、マスクをつけてスポーツを行うと呼吸がしづらくなるため、これまでよりも運動強度を落とすとして行うよう心がけてください。激しい運動を行うなどマスクが着用できない場合は、周囲の人との距離を十分に空けるよう心がけてください。

※1 スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック (日本スポーツ協会)

熱中症予防対策としては、基本的にはこれまでと同じです。スポーツによる熱中症事故は、適切に予防さえすれば防げるものです。熱中症予防の原則として「スポーツ活動中の熱中症予防3ヶ条」としてまとめています。
<https://www.japan-sports.or.jp/publish/tabid776.html#guide01>



※2 安全に屋内・屋外で運動・スポーツをするポイントは？ (スポーツ庁)

新型コロナウイルス感染症対策に関するスポーツを行う際のポイントとして、1) 運動やスポーツを始める前に行うこと (体調チェック)、2) 感染予防のための基本的な対応、3) 運動・スポーツの種類ごとの留意点がまとめられています。
<https://www.mext.go.jp/sports/content/000050039.pdf>



※3 スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン (日本スポーツ協会、日本障がい者スポーツ協会)

新型コロナウイルスへの感染防止策として、1) スポーツの種類に関わらず、スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離を空けること。2) 飲食については、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにする。3) スポーツを行っていない間についてはマスクを着用すること (スポーツ活動中は可能な範囲でマスクを着用すること) などが定められています。
<https://www.japan-sports.or.jp/news/tabid92.html?itemid=4158>



「N95」などの医療機関で使用される高機能マスクは透気性が悪く、スポーツ活動時の使用は勧められません。飛沫の拡散を予防することが目的となるため、普通のマスクで結構です。あるいは、マスクの代用としてネックケイターやバンドナで顔を覆うなど工夫してください。使ったらマスクを外して休憩を取りましょう。



4. スポーツ活動の意義（JFA の理念・ビジョン・バリュー）

新型コロナウイルスの影響下で活動が制限されていますが、活動の意義をもう一度確認しましょう。

【JFA の理念】

心身の健全な発達

【JFA のバリュー】

エンジョイ:スポーツの楽しさと

喜びを原点とすること

**この時期だからこそ、
スポーツ活動をする喜びや大切さがあります。
スポーツを楽しみ、喜びを感じ、心身の健全な
発展につなげましょう！**



新型コロナウイルスの影響下における競技会・試合運営の手引き

本手引きは、JFA 主催の国内競技会（全国大会等）を開催するにあたり、新型コロナウイルスの感染症対策の詳細な部分を想定して設定しています。

競技会・試合運営に携わる皆様に本手引きの内容を理解していただき、主管 FA、参加チーム、審判員を中心に連携をはかりながら、円滑な運営につなげていただき、試合成立へ向けてご協力くださいますようお願い申し上げます。

1. 事前の対応

主管 FA は、会場において感染対策の準備を行うとともに、参加チーム、審判員、メディア等に対し感染防止のために遵守すべき事項を明確にして事前に連絡し協力を求めることが重要です。

(1) 感染対策責任者の設置

主管 FA 及び参加チームは、事前、試合日、事後に相互に連絡を取り合える環境を構築するため、それぞれ感染対策責任者を設置する。

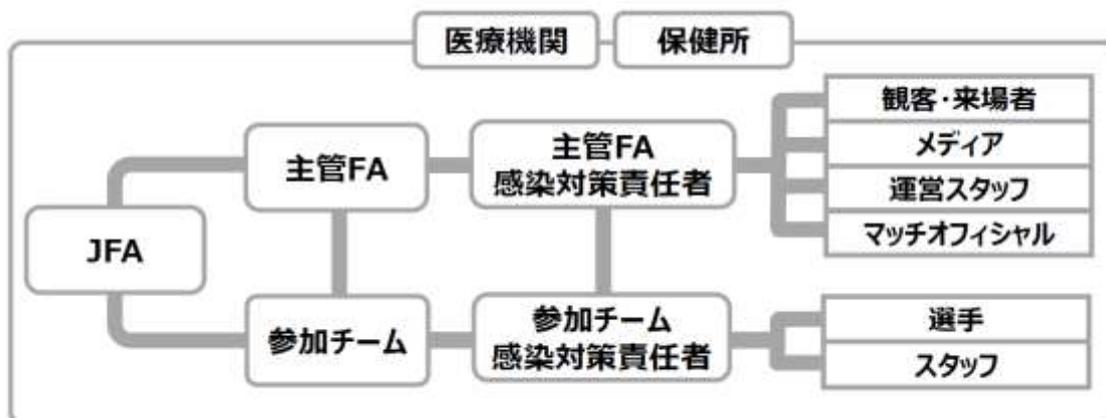
-1. 感染対策責任者の主な作業内容

主管 FA 及び参加チームの感染対策責任者の主な作業は以下のとおりとし、感染対策が実行されているかを確認し、改善を要する場合、その旨指示する。

主管 FA	<ul style="list-style-type: none">① 競技会運営における感染対策の立案、必要に応じてチェックシートの見直し② 競技会運営関係者および参加チーム、メディア等への感染対策計画の周知③ 手指消毒液設置の確認<ul style="list-style-type: none">・手指消毒液の設置確認および切れていないか、不足箇所がないか適宜巡回し確認する④ 関係者の体調管理の把握<ul style="list-style-type: none">・チーム、審判団の体温を記入したものを管理・その他関係者の体温を記入したものを管理・体温計の管理（動作等）⑤ 入場ゲートにおいて<ul style="list-style-type: none">・機器の管理、指導、作業チェック(サーモグラフィー、非接触体温計等の備品管理やスタッフの配置等)
参加チーム	<ul style="list-style-type: none">① 移動、競技会期間中における感染対策の立案② 選手、チーム役員、その他関係者への感染対策の周知③ 手指消毒液設置の確認<ul style="list-style-type: none">・手指消毒液の設置確認および切れていないか、不足箇所がないか確認する④ 関係者の体調管理の把握<ul style="list-style-type: none">・選手、チーム役員の体温を記入したものを管理、提出⑤ 入場ゲートにおいて<ul style="list-style-type: none">・選手、チーム役員全員の体温測定協力⑥ 換気の励行<ul style="list-style-type: none">・移動、控室、ミーティングルームでの換気

-2. 参加者への連絡

感染対策措置として、JFA、主管 FA は以下項目からなる感染対策ルールを事前に連携して伝えます。主管 FA 感染対策責任者は、参加チーム感染対策責任者、事前申請したメディア等の対応をします。また、運営に関わる運営スタッフ、ボランティア、その他関係者全員に対しても同様に事前に伝えます。



(2) 感染対策ルール

競技会および試合運営に関わる方々は、以下の事項を遵守する。

-1. 感染対策ルール

- ① 自主的に参加を見合わせる（以下の事項に該当する場合）
 - ・体調が良くない場合(例：発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合)
 - ・同居家族や身近な人に感染が疑われる方がいる場合
 - ・過去 7 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

- ② マスクを着用する

以下厚生労働省 HP を参照

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.htm

！

<屋外>

- ・マスク着用を推奨

他者と身体的距離（2 m以上を目安）が確保できない中で会話を行う場合のみです。

- ・それ以外の場面については、マスクの着用する必要はありません（例：公園での散歩やランニング、サイクリング/徒歩や自転車での通勤、屋外で人とすれ違う場面）。

特に夏場については、熱中症予防の観点から、屋外でマスクの必要のない場面では、マスクを外すことを推奨します。

<屋内>

- ・マスク着用の必要がない

他者と身体的距離が確保できて会話をほとんど行わない場合（例：距離を確保して行う図書館での読書、芸術鑑賞）のみ。

・それ以外の場面については、マスクの着用を推奨します。

- ③ 咳エチケットに十分配慮する
- ④ 手洗い、手指消毒をこまめに行う
- ⑤ 社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する
- ⑥ 3 密（密閉、密集、密接）を避ける
- ⑦ 握手、抱擁などは行わない
- ⑧ フィールド上での唾・痰吐き、うがい等は絶対にしない
- ⑨ タオル、飲料ボトルなどの共用はしない
- ⑩ 健康チェックシートの記録・管理
- ⑪ その他 JFA、主管 FA が示す注意事項を遵守する

-2. 参加対象者の特定（健康チェックシート提出予定者の特定）

参加チームは、3 週間前に競技会または試合に参加、帯同する選手、チーム役員等の対象者を特定し、用紙の配布等により健康チェックシートへの記入準備を開始する。

JFA、主管 FA は、必要に応じて参加チームより対象者リストの提出を求める。

-3. 健康チェックシート

対象者は以下事項を記載した健康チェックシートを記録・管理し、健康状態について問題のないことを確認する。

- ① 氏名、生年月日、住所、連絡先（電話番号、E メールアドレス）
 - ・個人情報の取扱いに十分注意する
- ② 競技会または試合開催 2 週間前から当日までの体温
- ③ 競技会または試合前 2 週間における以下の事項の有無
 - ・平熱を超える発熱
 - ・咳（せき）、のどの痛みなどの風邪症状
 - ・だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）
 - ・臭覚や味覚の異常
 - ・体が重く感じる、疲れやすい等
 - ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
 - ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ・過去 7 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間が必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

-4. 参加可能な健康状態について

競技会または試合開催 2 週間前から当日までの健康状態において、発症及び症状消失の状況が認められた場合、発症日から 7 日間が経過※し、かつ症状軽快（解熱剤を使用せずに解熱し、呼吸器症状が改善傾向）後 24 時間経過していれば、出場、参加が認められる。ただし無症状の場合は、5 日目に抗原検査により陰性が確認されれば 6 日目から参加可能とする。

対象者への対応は以下のとおりとし、上記に該当しない場合は、各感染対策責任者が対応し、参加を自粛させ、最終的に主管 FA 感染対策責任者が情報を把握する。

選手、チーム役員：当該チーム感染対策責任者

運営スタッフ、メディア：主管 FA 感染対策責任者

※「発症日から7日間経過している」とは、発症日を0日として7日間のことを言います

期間計算のイメージ図

7日以降に症状軽快の場合

0日	1日	2日	...	7日	...	X日	X+1日
発症						症状軽快	最終日

7日以前に症状軽快の場合

0日	1日	2日	...	X日	...	(※5日)	...	7日
発症				症状軽快		(※最終日)		最終日

※そもそも症状が無い場合、5日目に検査キットで陰性を確認した場合は5日目が最終日

-5. 乳幼児のマスク着用の考え方

日本小児科学会の見解（乳幼児のマスク着用の考え方）

- ① 乳幼児のマスク着用には危険があります。特に2歳未満の子どもでは、気をつけましょう
- ② 乳幼児は、自ら息苦しさや体調不良を訴えることが難しく、自分でマスクを外すことも困難です
- ③ また、正しくマスクを着用することが難しいため、感染の広がりを予防する効果はあまり期待できません
- ④ むしろ、次のようなマスクによる危険性が考えられます
 - ・呼吸が苦しくなり、窒息の危険がある
 - ・嘔吐した場合にも、窒息する可能性がある
 - ・熱がこもり、熱中症のリスクが高まる
 - ・顔色、呼吸の状態など体調異変の発見が遅れる

特に、2歳未満の子どもではこのような危険性が高まると考えます。子どもがマスクを着用する場合は、いかなる年齢であっても、保護者や周りの大人が注意することが必要です。感染の広がりの予防はマスク着用だけではありませんので、保護者とともに集団との3密を避け、人との社会的距離を保つことも大切なことです。

(3) チームの移動

参加チームは、以下の点に留意して対応してください。

また、JFA、主管 FA は、以下の点に留意して対応します。

-1. 飛行機、新幹線

- ① 考え方
 - ・チームは常に健康状態をモニタリングしている集団であり、チーム単位での移動により感染対策を万全にする
- ② 航空機
 - ・航空機内は、空気が約3分で、すべて入れ替わる換気のよい空間です

- ・ 当面、機内での距離をとった配席運用になるとされています

③ 新幹線

- ・ 新幹線の車内も、6～8分ですべての空気が入れ替わる

-2. バスによる長距離移動

① バス会社への事前の依頼事項

- ・ 事前に車内を消毒する
- ・ 運転手の体調管理し、マスク、手袋を着用する

② バス車内での社会的距離

- ・ バス内は密をさけるよう人数を極力減らす
- ・ 長時間（2時間以上等）移動の場合、複数台のバスにより密にならない状況を作るなどを検討する

③ その他の注意事項

- ・ バス内ではマスクを着用する
- ・ 1時間につき3回の換気を推奨として、窓を開けて換気する
- ・ サービスエリア等での休憩時もマスクを着用し、感染予防に務める

-3. 近距離の移動

① チームの移動は、可能な限り公共交通機関の利用を避け、バス、乗用車等を利用する 尚、会場の駐車場利用については主管 FA の指示に従うこと

② 移動に際して、以下の点に留意する

- ・ マスクを着用する
- ・ 1時間につき3回の換気を推奨として、窓を開けて換気する

-4. 移動中の食事

① 感染及び濃厚接触を防ぐ観点から、移動中には食事を慎むことが推奨される。

- ・ 理由は、電車又はバスの車内は手狭であり、食事の際、マスクを外すことになるため

② 移動中に食事をとらざるを得ない場合、以下例のとおり感染防止に十分配慮する。

- ・ 車内でできるだけ距離をとる。また対面ですわらない
- ・ 車内の換気に留意する
- ・ 食事をとする者以外は、マスクをする
- ・ 食事の直前に手指消毒を行う（手指衛生剤を車内に携行し、使用する）
- ・ 食事は、できるだけ短時間で済ませる

(4) チームの宿泊

参加チームは、感染リスクを回避するため以下の点に留意して対応します。

また、JFA、主管 FA は、必要に応じて以下の点に留意して対応します。

-1. 接触による感染リスクからの回避

宿泊施設の従業員や利用客との接触を減らし、感染リスクを減らす工夫をする

- ① 施設単位またはフロア単位での貸し切りを検討する
- ② 動線（共用の廊下やロビー等）、エレベーターについては、時間を指定することも検討する
- ③ 食事会場をチーム専用とすることができるか検討する
- ④ チームが使用する部屋は事前に消毒、換気する（宿泊施設への依頼）
- ⑤ チームの不在時に清掃する、または、清掃しないことも選択肢となる

-2. 手指消毒液の設置

チームが訪れる各所に手指消毒液を設置する

（食事会場、マッサージルーム、ミーティングルーム、廊下（フロア等を専有する場合）、その他）

-3. チームの行動規範

- ① 自室以外ではマスクを着用する
- ② エレベーターのスイッチや階段の手すりに、素手で触れないようにする
- ③ ホテルのサウナ、フィットネスルーム、バー等に立ち入らない

-4. 部屋割り

- ① 可能な限り絞った人数での宿泊とし、密を避けて設定する（対応できない場合は、選手同士の体調管理を徹底する）
- ② 部屋の換気を良くする（温度 21 度、湿度 50～60%が推奨される）

-5. マッサージルーム

- ① 室内を混雑させないように留意し、換気を良くする
- ② 順番が来るまで室内に立ち入らない
- ③ マスクを用いて、感染を予防する
- ④ トレーナーは、マスク・手指消毒など標準予防対策をとった上で対応する
- ⑤ 1 行為 1 手洗い（アルコールジェルでの刷り込み含む）をしっかりと行う

-6. 食事

- ① 選手の席は、社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保し、向かい合わせの配席はできる限り避ける
- ② 十分に広い部屋がない場合、グループ分けして食事時間をずらす
- ③ 食事は一人ずつ取り分けた状態で用意することが望ましいが、ビュッフェ形式もマスクを正しく着用し、手指消毒またはビニール手袋の着用を励行していれば可能とする
- ④

-7. ミーティング

- ① 試合前を除き可能な限り、WEB 会議システムの利用を検討する
- ② 対面にて実施する場合、部屋の換気に留意する

- ③ 監督、コーチ、選手は、マスクを着用して着席する

(5) 会議・セレモニーの計画

感染防止のため、競技会開催にあたり付帯して行われる以下の会議やセレモニーの実施方法を検討する。

-1. 監督会議／代表者会議

監督会議、代表者会議を実施する場合は、以下の点に注意して対応する。

- ① 主催者の判断により、対面または WEB 会議システムにて開催する（主催者の判断により利便性を考慮し WEB 会議システムを優先することができる）
- ② 対面の場合は、マスクを着用して着席する
- ③ ユニフォーム決定は、競技会開催前に参加チームよりユニフォーム写真を提出してもらい、その試合で着用する正副いずれか一方を主催者が事前に決定して参加チームに通知する

-2. 開会式

開会式を実施する場合は、以下の点に注意して対応する。感染対策により実施しないことも検討する。

- ① 主催者の判断により、対面または WEB 会議システムにて開催する（主催者の判断により利便性を考慮し WEB 会議システムを優先することができる）
- ② 対面の場合は、マスクを着用して着席する
- ③ 登壇者、運営スタッフは、マスクを着用する
- ④ 握手は行わず、グータッチを推奨する。
- ⑤ 集合写真の撮影を行うことができる。写真撮影にあたり、声を出さずに一方向を向いている（向き合わない）ことを条件にマスクを外すことができる

-3. 表彰式

表彰式を実施する場合は、以下の点に注意して対応する。感染対策により実施しないことも検討する。

- ① トロフィー・賞状は、表彰プレゼンターとチームを代表した選手が距離を空けずに立ち、手渡して授与する(表彰プレゼンターはマスクを着用、選手等はマスクをしない)
- ② メダルを授与する場合は、プレゼンターから受賞者（役員・選手）の首にメダルを掛ける(表彰プレゼンターはマスクを着用、選手等はマスクをしない)
- ③ 表彰プレゼンター、運営スタッフは、飛沫感染防止のため接触マスクを着用する。この理由のため、選手等への声掛け、会話は控えること。
- ④ 握手は行わず、グータッチを推奨する。
- ⑤ 写真撮影においては、身体的距離（2 m以上を目安）が確保できない中であっても会話をしなければマスクを外して撮影することができる。

※プランを立てておいて、その時の情勢を見て判断する

2. 会場管理における感染対策

(1) 試合の開催方法

感染対策により安全に試合を行うには、以下 2 つの方法があります。

-1. 無観客試合（リモートマッチ）

無観客試合（リモートマッチ）は、来場者の人数を極端に少なくすることで、感染リスクを抑えることができます。

-2. 制限付きの試合（無料試合又は有料試合）

政府方針や自治体のガイドラインに従い、イベント開催規制が緩和されれば、一般の来場者、ファン・サポーターに対して一部の制限付きにより観戦機会を提供することも可能になります。
以下項目の実行が難しい場合は、開催地自治体において集会、イベントの開催許可された状況下にあっても、無観客試合（リモートマッチ）の開催を検討します。

(2) 3つのゾーン分け

会場内を 3 つのゾーンに分け、以下の目的により互いの接触を避ける動線管理を行います。

- ① できるだけ来場者の人数を少なくすることで、感染リスクを抑える
- ② ゾーン分けしておくことで、感染者が出た場合の影響範囲を限定する
- ③ とくに選手、チームスタッフと接触する可能性を最小化する

ゾーン 1	競技関連	・ピッチ及びピッチ周辺(テクニカルエリアを含む) ・選手入場口 ・選手及び審判員の更衣室
ゾーン 2	運営・メディア関連	・運営諸室 ・記者席を含むメディアスタンド
ゾーン 3	スタジアム外縁を含む来場者エリア（指定管理エリア）	

(3) 無観客試合（リモートマッチ）

来場者の人数を極端に少なくすることで、感染リスクを抑えることができます。

-1. ゾーン毎の動線管理

会場規模、来場者数を予測して対応する。

- ① ゾーン毎の動線を設定し、人と人の接触を限定する
- ② とくにチームとその他の方の接触を最小限に留めるために、ゾーン 1 動線の独立性に留意する

※チーム、審判員、メディア及び関係者、それぞれの動線を分散させることにより、1カ所に集中することによる密集・密接を避け、感染リスクを回避する

-2. 無観客試合（リモートマッチ）に来場できる方

ゾーン毎の来場者の人数を減らし、特に「ゾーン1：競技関連」への来場者を限定する

1	両チーム 選手、チーム役員	12	警備員、係員
2	審判員	13	TV 中継関係者
3	マッチコミッショナー	14	JFA・両チームオフィシャルカメラマン
4	審判アセッサー	15	メディア（ペン記者、カメラ、ENG）
5	主管 FA スタッフ	16	他チームのスカウティングスタッフ
6	ボールパーソン	17	スカウティング映像制作会社
7	担架要員	18	ドーピング検査スタッフ
8	記録要員	19	警察・消防
9	演出・進行スタッフ	20	会場関係者(グラウンドキーパー等)
10	大型映像装置オペレーター	21	運営会社（看板、装飾等）
11	会場ドクター/看護師		

但し、上記以外の試合運営上の役割がある場合に限り、試合の1週間前までに主管FAに届けることとする

-3. 無観客試合（リモートマッチ）への来場をご遠慮いただく方

22	ファン・サポーター	26	選手、関係者の家族
23	来賓	27	選手仲介人、代理人、マネジメント会社
24	協賛社、スポンサー企業	28	その他、上記の計画に規定されていない人
25	マスコット		

但し、チームベンチ外選手が来場し、ゾーン2にとどまることは認められる

※ 選手等の家族については、主催者の判断により感染予防対策を遵守した上でゾーン3に入り観戦することは認められる、特に第2種以下の大会では選手等の家族の観戦を検討する

-4. JFA 役職員の立会、視察

JFA 役職員は、状況に応じて立会、視察することができる。事前集約の上、試合の1週間前を目途にJFAより主管FAへ連絡する。

-5. 会場外でのファン・サポーターの集結を防ぐ

① ファン・サポーターへの事前告知

※ スタジアムまたはその周辺に来場しない

※ できるだけ家にとどまって、テレビ・ネット等を通じて応援する

※ 友人と一緒にテレビ・ネット観戦する場合も、対面にならず、会話を減らし、マスクをして社会的距離を確保する

※ 上記が遵守されない場合、試合延期措置等を検討することも考えられる

② 上記の観点より無観客試合においては、ファン・サポーターの皆様が自主的に作成された横断幕の会場内外への掲出をすることはできません

③ 主管 FA は、告知および調整にあたり、チームに協力を要請して対応する。

(4) 制限付きの試合

政府の方針や自治体のガイドラインが緩和され一部の制限が解除されている場合には、以下のとおり制限付きの設定をします。

-1. 観客への制限

① 無料・有料共通

・ 政府・開催地自治体の方針に則り運用する

※ 今後、感染状況により変更になる可能性があります。

・ 2022年9月8日の政府発表に基づき、以下①②のいずれかとする。

① 安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合

・ 人数上限は収容定員までかつ収容率の上限を100%（大声なし）とすることを基本とする
が、同一イベントにおいて、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合の収容率の上限は、それぞれ、50%（大声あり）・100%（大声なし）とする。

② それ以外の場合

・ 人数上限5,000人又は収容定員の50%いずれか大きい方かつ収容率の上限を50%（大声あり）又は100%（大声なし）とすることを基本とする。

・ この場合、都道府県が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストをイベント主催者等が作成・HP等で公表する。イベント主催者等は、当該チェックリストをイベント終了日より1年間保管すること。

・ なお、同一イベントにおいて、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合の収容率の上限は、それぞれ、50%（大声あり）・100%（大声なし）とする。

・ 但し、緊急事態措置、重点措置が発令された区域では、P.9の政府指針（「感染状況に応じたイベント開催制限等について」）に基づき、入場者数を決定する。

・ 席割（ブロック）は、主管 FA が立案し、JFA が承認する

・ 主管 FA は、上記開催条件につき、あらかじめ施設（開催地自治体）の了解を得る

・ 会場収容人数の制限数には、未就学児童、車椅子席の付添人も含める

・ 立ち見席、芝生席は、上記ルールに準拠することを条件に設置可とする

・ 総合案内所は、感染対策をした上で設置可とする

（フェイスシールド、スタッフとお客様の間のビニールシートの設置等については主管 FA 判断）

- ・ 入場時にサーモグラフィーまたは非接触体温計により検温し、37.5 度未満であれば入場することができる

(体温が 37.5 度以上の場合は入場をお断りする)

- ・ 観客の個人情報取得については、政府・開催地自治体の方針に従い、主催者が判断する

② 無料入場

- ・ 感染者が来場したことが発覚し、クラスターが発生した場合等を想定して、保健所の聞き取り調査に協力できるよう、来場者の座席が特定できるようにブロックやエリア表示を明確に示す

③ 有料入場

- ・ 感染者の中から試合観戦後に陽性反応者が発覚し、クラスターが発生した場合等を想定し、保健所の積極的疫学調査（感染経路の聞き取り調査）に協力するため、指定席はチケット半券を保管するように案内する、また、自由席（ゾーン内自由席含む）は来場者の座席が特定できるようにブロックやエリア表示を明確に示す
- ・ 当日券は、開催地の感染状況等により、販売方法を判断する。なお、対面販売を行う場合は十分な感染対策を講じた上で行うものとする
- ・ 体温計測により 37.5 度以上が発覚し入場をお断りするなど、画面上で新たな規約を表示し、同意を得た上で購入に進む手順をとる

-2. ゾーン毎の動線管理

- ① 上限人数は設けない
- ② 「ゾーン 1：競技関連」への来場者は 最小限になるようにする

-3. 「ゾーン 1：競技関連エリア」へのアクセス制限

「ゾーン 1：競技関連エリア」へのアクセスをご遠慮いただく方

26	選手、関係者の家族
27	選手仲介人、代理人、マネジメント会社
28	サプライヤー

-4. JFA 役職員等の立会、視察

- ① JFA 役職員等は、状況に応じて立会、視察することができる。
- ② 事前集約の上、試合の 1 週間前を目途に JFA より主管 FA へ連絡する。

-5. 応援スタイルについて

感染対策のため、ファン・サポーターのご理解とご協力が必要となります。

① 禁止される行為は以下の通りです

・声を出す応援

(禁止理由：飛沫感染につながるため)

例：指笛・チャント・ブーイング、トラメガ・メガホン・トランペット など道具・楽器の使用

・トラメガを含むメガホンの使用

(禁止理由：大声を出してしまうリスクがあるため)

・人と接触する応援

(禁止理由：接触感染につながるため)

例：ハイタッチ・肩組みなど

・「密」を作る応援

(禁止理由：飛沫感染・接触感染のリスクが高くなるため)

例：お客様がいる席でのビッグフラッグの掲出

※ただし、お客様がいない席に掲出する場合は容認される

・観戦時の座席の移動（観戦エリアの変更、間隔を空けずに隣に座る、スタンド前方へ移動して選手に声をかけるなど）

※やむを得ず入場時に登録した観戦エリアから移動した場合は、観戦エリア情報を登録しなおしてください

・飲食時のマスクを外しての会話

② 容認される行為は以下の通りです

容認理由：飛沫感染、接触感染、密を作る恐れがないため

・横断幕掲出

※掲出の際、密にならないよう十分配慮してください

・拍手、手拍子

・タオルマフラー、ゲートフラッグ等を掲げる

・鳴り物（太鼓・応援ハリセン等）の使用

※自席でのみ使用可能とし、周囲の観客に迷惑とならないよう使用可能エリアを設定する

※太鼓は、手拍子の誘導、扇動をするために使用することができる

※メガホンの使用を除く、また、スタジアム備品を叩く行為は厳に慎む

・大旗を含むフラッグを振る

※ただし、実施できるエリア等については各スタジアムのルール等に従ってください

・タオルマフラーを振る、もしくは回す

尚、開催自治体からの許可を受けて「声出し応援適用試合」となり、限定された一部のエリアに限り、声出し応援が可能となります。

声出し応援エリアでは、以下の通りとなります。

■ 声出し応援エリアで禁止される行為は以下の通りです

・不織布マスクを着用しない状態での声出し

(禁止理由：飛沫感染につながるため)

・指笛

(禁止理由：飛沫感染につながるため)

・メガホン・トランペットなど不織布マスクの着用ができない道具・楽器の使用

(禁止理由：飛沫感染につながるため)

※応援の統率を目的とする拡声器・トラメガの使用は可とする

・ピッチ方向以外を向いての声だし

(禁止理由：飛沫感染につながるため)

- ・人と接触する応援

(禁止理由：接触感染につながるため)

例：ハイタッチ・肩組み・握手・抱擁など

- ・「密」を作る応援

(禁止理由：飛沫感染・接触感染のリスクが高くなるため)

例：お客様がいる席でのビッグフラッグの掲出

・座席の移動（スタンド前方へ移動して選手に声をかける、間隔を空けず前後左右の他者に近づく、間隔を開けず隣に座る、肩を組む など）

- ・アルコールの持ち込み

■ 声出し応援エリアで容認される行為は以下の通りです

容認理由：飛沫感染、接触感染、密を作る恐れがないため（収容人数 50%入場により距離を確保）

- ・不織布マスクをつけた状態での声出し応援

- ・応援の統率を目的とする拡声器の使用

※拡声器使用時も不織布マスクを着用する

- ・飲食については、入場想定人員により場所、時間帯などの条件を考慮して設定する。

食事中以外のマスク着用、飲食に伴いマスクを外す際の会話自粛等の徹底を周知する。

※ブラスバンド（学校単位等の複数名による演奏）について

- ・演奏するエリアを限定し、相互の距離を確保して密を作らずに実施する

-6. 観客、ファン・サポーターへの事前のご案内

① 無理な来場は、勇気をもって、見合わせてください

- ・体調がよくない場合（例：発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合）

- ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

- ・過去 7 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

② 入場ゲートで体温を測定し、37.5 度以上の場合は入場できませんので、あらかじめご了承ください

③ 会場ではマスクを着用してください

④ 会場でのマスクの配布はございませんので、各自ご準備ください

⑤ 熱中症対策でマスクを外す場合は、社会的距離(できるだけ 2m、最低 1m)、咳エチケットにご配慮ください

⑥ マスク着用を義務付けない例外は以下のとおりとします

- ・乳幼児：着用しないことが望ましい（保護者の判断による）

- ・上記除く未就学児：着用するかしないかは保護者の判断による

⑦ 手洗い、手指消毒をこまめに行うようにしてください

⑧ アルコール飲料の持ち込みは政府・開催地自治体の方針に従い、主催者が判断する。

アルコールを持ちこむ場合および飲食時にマスクを一時的に外す場合、感染リスクが高まる可能性があるため、以下の注意事項を厳守してください。

- ・飲食時にマスクを外している間は話さない、話しかけないこと
- ・飲食後は速やかにマスクを着用すること
- ・大きな声を発しないこと

⑨ 観客の個人情報取得については、政府・開催地自治体の方針に従い、主催者が判断する

(5) チケットिंग

制限付きの試合開催の期間は、政府方針に則り以下の通りに計画して下さい。

- ・2022年9月8日の政府発表に基づき、以下①②のいずれかとする。

①安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合

・人数上限は収容定員までかつ収容率の上限を100%（大声なし）とすることを基本とするが、同一イベントにおいて、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合の収容率の上限は、それぞれ、50%（大声あり）・100%（大声なし）とする。

②それ以外の場合

・人数上限5,000人又は収容定員の50%いずれか大きい方かつ収容率の上限を50%（大声あり）又は100%（大声なし）とすることを基本とする。

・この場合、都道府県が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストをイベント主催者等が作成・HP等で公表する。イベント主催者等は、当該チェックリストをイベント終了日より1年間保管すること。

・なお、同一イベントにおいて、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合の収容率の上限は、それぞれ、50%（大声あり）・100%（大声なし）とする。

但し、緊急事態措置、重点措置が発令された区域では、P.9の政府指針（「感染状況に応じたイベント開催制限等について」）に基づき、入場者数を決定する。

③席割は主管FAが立案し、JFAが承認のうえ決定する

④来訪チーム応援席は設置する

- ※ 主管FAは上記開催条件につき、あらかじめ自治体の了解を得る
- ※ 会場収容人数には、未就学児童、車椅子席の付添人も含める
- ※ 立ち見席、芝生席は、上記ルールに準じることを条件に設置可とする
- ※ 総合案内所：感染対策（マスク着用義務、フェイスシールド、スタッフとお客様の間のビニールシートについては主管FA判断）をした上で設置可とする
- ※ 37.5度以上が発覚し入場をお断りするなど、画面上で新たな規約を表示し、同意を得た上で、購入に進む手順を取ることとする

(6) 会場管理

-1. 会場の衛生管理

① 手指消毒液

- ・使用するすべての部屋または各フロアの動線上に手指消毒液を設置する
- ② 石鹼
 - ・トイレの手洗い場には、石鹼（液状ポンプ型が望ましい）を用意する
- ③ ペーパータオル
 - ・ペーパータオルの設置は主管 FA の判断として、設置する場合はゴミ回収等の衛生面に注意する
- ④ チームエリアの消毒
 - ・換気を十分に行い、机、イス、ドアノブ等を可能な限り消毒する
- ⑤ ドアの開放
 - ・ドアノブに触れる頻度を下げため、ドアはできるだけ開けたままとする

-2. 来場者の入退場管理（関係者）

- ① 検温ポイント
 - ・会場の管理エリアの入口を極力 1 箇所限定し、チェック要員を配置し検温チェックを徹底する
 - ・検温し、37.5 度未満の場合は入場することができる（37.5 度以上の場合、入場をお断りする）
 - ・再入場の際も検温する（検温済みの方を識別する方法を工夫する）
- ② すべての入口に手指消毒液を設置する
- ③ 来場者名簿を利用して、来場時刻、退場時刻を管理する

-3. 観客の入退場管理

- ① 待機列が「密」にならないよう工夫する
 - 例:ブロック毎に入場時間を分ける、開門時間を早める、間隔を空けることの呼びかけ、喋らないことの呼びかけ
- ② 入場時にサーモグラフィーまたは非接触体温計により検温し、37.5 度未満であれば入場することができる
 - ※ 体温が 37.5 度以上の場合、別箇所へ移動していただき、再度検温し、37.5 度以上の場合、入場をお断りする
 - ※ 再入場の際も検温する（検温済みの方を識別する方法を工夫する）
- ③ 入口に手指消毒液を設置する
- ④ 手荷物検査を行う場合は、お客様ご自身に荷物を開けてもらい、お客様の荷物には直接触らない
- ⑤ 観客の個人情報取得については、政府・開催地自治体の方針に従い、主催者が判断する
- ⑥ ゲートスタッフは、券面チェックのみ実施し、お客様にもぎってもらう
- ⑦ 飲料の移し替え(実施する場合)は、カップを触る前にお客様に消毒してもらうなど衛生管理に配慮する
- ⑧ お客様への配布物がある場合、不特定多数の方が触れないように管理し、定期的に手指消毒をしたスタッフが配布する

-4. 場内放送、大型映像装置の運用

- ① 操作室に3密が生じないよう、最少人数での運用を工夫する
 - ・操作室では必ずマスクを着用する
- ② 告知の実施については、通常通り実施する。また、新型コロナウイルス感染症対応に関する注意・お願い告知を随時行う

-5. 場内／場外売店

- ① リモートマッチの場合
 - ・場内／場外売店は設置しない
- ② 制限付き試合の場合
 - ・飲食販売は容認される（ただし、アルコール販売は状況により判断する）
 - ・グッズの販売は容認される
 - ・販売員は、マスク、手袋を着用する

-6. 場内／場外イベント

- ① リモートマッチの場合
 - ・場内／場外イベントは実施しない
- ② 制限付き試合の場合
 - ・イベントを開催する場合は、社会的距離（できるだけ2m、最低1m）に十分に配慮すること
 - ・触れ合うことによる感染リスクが伴うイベントは実施しない。※ Mascotによるファンサービスについては、不特定多数と触れ合う活動は実施しない
 - ・チラシ等を配布する場合、配布要員はマスク・手袋を着用し、社会的距離（できるだけ2m、最低1m）を保って行う（任意により、フェイスシールドを着用し、飛沫感染を防止する）

-7. 喫煙所

- ・原則、喫煙所は、設置しない

-8. スタジアム内外の掲出及び装飾

- ① リモートマッチの場合
 - ・JFA が指定する大会タイトルバナー、スポンサー看板、スポンサーバナー等を掲出することができる
 - ・ファン・サポーターによる横断幕の掲出は、制作・受け渡し時等における感染防止の観点から、クラブが預かって掲出することを含めて、行わないこととする
- ② 制限付き試合の場合
通常の試合通り設置可能

-9. 退場時

「密」にならないよう工夫する。例：時差退場、場内アナウンスによる呼びかけ

(7) 会場の諸室環境

主管 FA は、以下の点に留意して会場を設営します。

これらを実施しても感染リスクをゼロにすることはできません。マスクの着用等により自己防衛をした上で競技会に参加してください。

また、各諸室の窓、ドアの開放、運営関係者及びチーム関係者全員にマスク着用を義務化することにより、熱中症を発症するリスクが高まりますので、こまめな水分補給を心掛けましょう。

-1. 諸室

運営諸室において、以下のとおり設定する。

- ① 各部屋に手指消毒液を設置する
- ② 全てのドア及び窓を開け、3密が発生する環境を阻止し、ドアノブを介した接触感染を防ぐ
- ③ ドリンクを冷やすためのクーラーボックス等は、後述の3. 競技運営における感染対策(1)4.更衣室（参加チーム及び審判）の注意事項を遵守したうえで使用することができる
- ④ 座席を設置する際に前後左右 1.5～2m間隔をあげ、お互いが正面に座らないよう配慮する
- ⑤ 食事のみを行う部屋を別途設け、運営本部や各種控室で食事をとらない。
- ⑥ 食事部屋では間隔を空けた上で同一方向を向いて食事をとり、食事中は会話を慎む
- ⑦ 喫煙所は設けない

-2. 手洗い場所

関係者、参加チームの選手・スタッフ、マッチオフィシャルが競技会の際に手洗いをこまめに行えるよう、以下のとおり設定する。

- ① 手洗い場にはポンプ型の液体または泡石鹸を用意する
- ② 「手洗いは 30 秒以上」等の掲示をする
- ③ 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意する。（布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにする。）
- ④ 手指消毒液を設置する

-3. トイレ

トイレについても感染リスクが比較的高いと考えられることから、以下のとおり設定する。

- ① 便器の蓋を閉めて汚物を流すよう表示する
- ② 手洗い場にはポンプ式液体または泡石鹸を用意する
- ③ 「手洗いは 30 秒以上」等の掲示をする
- ④ 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意する。（布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにする。）
- ⑤ 手指消毒液を設置する

-4. ロッカールーム

ロッカールームは3密が揃い、感染リスクが比較的高いと考えられるため、以下のとおり設定する。

- ① 広さにはゆとりを持たせ、選手同士が密になることを避ける
- ② ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する参加者の数を制限する、別室を用意する、または外部にテントを設置する措置を講じる
- ③ 室内又はスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子、マッサージベッド等）については消毒する
- ④ 一日に同会場で複数試合を行う場合は、試合終了毎に消毒する
- ⑤ 換気扇を常に回す、2つ以上のドア、窓を開けっ放しにして常時換気を行う
- ⑥ チームの注意事項
 - ・選手及びスタッフはマスクを着用し、会話を最小限に留める
 - ・選手及びスタッフはロッカールームの滞在時間を短くするため着替えに限定する
 - ・選手及びスタッフはシャワーを交代で使用し、密集を避ける

-5. 審判控室

審判控室について、以下のとおり設定する。

- ① 広さにはゆとりを持たせ、審判員同士が密になることを避ける
- ② ゆとりの確保が難しい場合は、別室を用意する、または外部にテントを設置する措置を講じる
- ③ 室内又はスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等）については消毒する
- ④ 換気扇を常に回す、2つ以上のドア、窓を開けっ放しにして常時換気を行う
- ⑤ 審判員の注意事項
 - ・審判員はマスクを着用し、会話を最小限に留める
 - ・審判員は審判控室の滞在時間を短くするため着替えに限定する
 - ・審判員はシャワーを交代で使用し、密集を避ける
 - ・審判員同士のミーティングは会場で3密とならないスペース等を探して実施する

(8) 試合会場の設営、撤去

-1. 試合日以外に設営作業を行う場合

- ① 作業開始前に体温を測定する
- ② 予め作業に参加する者の名簿を用意し、来場時刻、退場時刻を管理する
 - ・感染者が出た場合、直ちに連絡がとれるよう、連絡先を把握しておく
- ③ 作業に参加される方の「確認書（仮称）」の運用を検討する
 - ・直近2週間の体調不良や濃厚接触がなかったこと等の確認を書面で行う
- ④ 全員が利用可能な場所に、手指消毒液を設置する

-2. 撤収作業

- ① 予め作業に参加する者の名簿を用意し、来場時刻、退場時刻を管理する
 - ・感染者が出た場合、直ちに連絡がとれるよう、連絡先を把握しておく

-3. ゴミの廃棄方法

- ① ゴミを収集する際は、マスクや手袋を必ず着用する
- ② ゴミはビニール袋に入れて密閉して縛り、廃棄する
- ③ マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒する

3. 競技運営における感染対策

(1) 参加チーム、審判員、及び競技

-1. スタジアムへの到着

- ① 両チームは、競技会規定の指定時刻までに会場に到着する
- ② 審判員は各自到着し、試合終了後、各自退出する

-2. 試合当日の体温測定

参加チーム及び審判員は、以下のとおり対応する。

経過	参加チーム(選手・チーム役員)	審判員
① 毎日の定時の検温	変わらず実施する	変わらず実施する
② 当日の検温	会場到着以前にチーム全員の体温を測定する	会場到着時に入場口の検温所で検温する
③ 37.5℃以上の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該者は、会場に来場しない ・ もしも、会場へ向かっている間に発熱した場合は、タクシー等で、自宅またはホテルに戻る 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会場の管理エリア内に入ることはできない
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参加チームの感染対策責任者は、主管 FA の感染対策責任者と情報共有する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検温所の担当スタッフは、主管 FA の感染対策責任者と情報共有する
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主管 FA の感染対策責任者は、マッチコミッショナーに報告する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主管 FA の感染対策責任者は、マッチコミッショナーに報告する
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症の疑い症状がある場合、帰国者・接触者相談センター等へ連絡し相談の上、医療機関を受診し、検査等の適切な処置を行う ・ 疑い症状がない場合、適切に経過観察する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症の疑い症状がある場合、帰国者・接触者相談センター等へ連絡し相談の上、医療機関を受診し、検査等の適切な処置を行う ・ 疑い症状がない場合、適切に経過観察する

-3. 参加チーム及び審判員全員に求められること

[感染対策ルール](#) を遵守する。

-4. 更衣室（参加チーム及び審判）

- ① 更衣室内でも社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する
 - ・ 空いている部屋があれば追加の更衣室として利用する（先発と控えて分ける等）

- ・追加の更衣室が難しい場合、時間をずらすなどの工夫をする
- ② 更衣室の滞在時間を、できるだけ短時間に減らす（目安：各自 30～40 分）
- ③ 更衣室内では、必ずマスクを着用する
- ④ タオル、飲水ボトル等は、個別利用することとし、共用しない
 また、クーラーボックス（クーラーバッグ、ドブヅケ等を含む）を使用して飲水ボトル・氷を保冷する場合は、本体、飲水ボトル、冷却水等に触れることによる接触感染リスクが高まることから、以下のとおり徹底する。
 - ・健康チェックシートにより体調管理した担当者特定し、クーラーボックスおよび飲水ボトル・氷等に触れる前に手指消毒、手洗いを十分に行い、管理する
 - ・管理担当者以外の不特定多数の人が、クーラーボックス本体およびその中の飲水ボトルや氷に直接触れない
 - ・飲料の受渡しについては、クーラーボックスの外に出し、取りやすい状態に並べて各自がとっていく（不特定多数の人が同一の飲水ボトル等に触れないようにする）
 - ・口を付けフタを開封した飲水ボトル等をクーラーボックスに戻すことは、絶対にしない
- ⑤ シャワー、アイスバス、サウナ等は黙浴で利用する。

-5. 選手の治療、マッサージ

- ① トレーナーは、マスク・手指消毒など感染対策をとった上で対応する
- ② 環境（使用する器具等）の消毒を行うこと
- ③ チームドクターや会場ドクターが新型コロナ感染を疑う徴候のない選手の外傷に関して診察を行う場合には、感染対策（マスクの着用）を行う

-6. ボールパーソン、担架要員

- ・マスクを着用する
- ・フェイスシールドは主管 FA 判断により着用することができる

-7. フィールドインスペクション

マッチコミッショナー、主管 FA、審判員は、マスクを着用し短時間に行う

-8. マッチコーディネーションミーティング

主催および主管 FA が必要と判断した場合、十分な感染対策を行った上で、マッチコーディネーションミーティングを実施する。マッチコーディネーションミーティングを実施しない場合は、主管 FA は、マッチコミッショナー、両チーム運営担当、審判員に対し、試合運営の留意すべき事項を書面にまとめて事前に伝達する。

【主な感染対策確認内容】

- ・握手セレモニーは実施しないが、相手チーム、審判団との交流ではグータッチを推奨する
- ・口に含んだ水を吐かない
- ・ボトルを共用しない
- ・水・氷を溜めたクーラーボックスを共用しない
- ・タオルを共用しない
- ・ピッチ内でも咳エチケットを守り、つばを吐く、手鼻をかむなどの行為を行わない

-9. 試合開始前のウォーミングアップ

- ① 室内練習場等でのウォーミングアップ
 - ・選手、チーム役員は、マスクをしなくてよい
 - ・換気に留意する
- ② ピッチ上でのウォーミングアップ
 - ・選手、チーム役員は、マスクをしなくてよい
 - ・審判員はマスクをしなくてよい

-10. 試合開始前の、審判団による選手チェック及び用具チェック

- ① 各チームの更衣室前（通路が狭い場合は屋外で実施）で副審が実施。
- ② 副審はマスクを着用

-11. 選手及び審判団のピッチ入場～キックオフ

- ① 選手集合スペース
 - ・選手集合スペースは、選手、審判員で十分な距離を確保する
- ② 入場動線
選手及び審判員が入場する際、お互いに十分な距離を確保する
- ③ リスペクト旗など旗の入場を行う場合は、選手、審判員と交わらないようにし、選手、審判員との十分な距離を確保する。
尚、フラッグベアラーはマスクを着用し、入場前の集合位置までの動線を選手、審判員と交わらないようにする
- ④ エスコートキッズを行う場合は、以下のいずれかの手順により行う
A：手をつなぐに選手と接触しないよう距離を保って実施する（子どもたちはマスク着用した状態で入場する）
B：以下の手順により選手と手をつないで実施する
 - ・（選手が検査により陰性を確認している場合）手をつなぐ子どもたちは抗原検査を実施し、陰性であることを確認する
 - ・子どもたちは、選手集合スペース移動前に必ず手を洗い、選手と手をつなぐ直前のタイミングで手指消毒する
 - ・子どもたちはマスク着用した状態で入場する
- ⑤ 十分な距離を確保し、握手をしないことを条件にキックオフセレモニーを行うことができる

-12. チームベンチ

ベンチでの選手及びチーム役員のマスクについては、「1. 事前の対応（2）感染対策ルール 1. 感染対策ルール ②マスクを着用する」での厚生労働省指針に基づき、屋外の場合は他者と身体的距離（2 m以上を目安）が確保できない中で会話を行う場合のみ着用する。チーム役員がテクニカルエリアで指示を送る際は、マスクを外してよい。

-13. 試合中の飲水

- ① 原則飲水ボトルの共用を避ける
 - ・たとえ口が直接触れなくても唾液が飛ぶ可能性があり、感染の危険性はある
 - ・ペットボトルでのピッチレベル設置使用可（但し、スクイズボトルタイプのキャップに交換する）但し、使用したペットボトルは必ず破棄すること
- ② 氷水にスポンジを入れて体を冷やすことは、体を冷やすだけであれば容認される
但し、スポンジで顔を拭うことは行わない
- ③ 選手が口を付けフタをしたボトル等をクーラーボックスに戻すことは、絶対に避ける

-14. 飲水タイム

新型コロナウイルス感染症対策としての飲水タイムは原則として実施しない。ただし、熱中症対策ガイドラインの条件を満たした場合は実施することができる。

-15. ハーフタイム

- ① 選手、チームスタッフ、審判員等の引き上げ動線が混雑しないよう、予め確認する
- ② グラウンドの補修は、通常と同様に実施される

-16. 試合終了時のセレモニー

両チーム及び審判員は握手は行わず、グータッチを推奨する。

- ① チームとして集まって観戦しているファン・サポーターに挨拶する等を行う場合、社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保すること
 - ・握手、ハイタッチ、抱擁は行わない
 - ・選手、チームスタッフ、審判員は、各自で更衣室に戻る
- ② その他注意事項
 - ・試合後のスタンド内に選手・スタッフが上がったのセレモニーは禁止
 - ・選手、チームスタッフは、ゾーン 1（フィールド）より外（スタンド側）に出ない
 - ・入場ゲート周辺での見送りセレモニーについても禁止

-17. ドーピングコントロール

- ・検査員は手洗い又はアルコール等による手指消毒を徹底する
- ・検査員は検査中マスク、フェイスシールド、ゴム手袋を常時着用する
- ・検査員は可能な限りアスリートとの距離をとり対応する
- ・換気することが可能な場所においては、換気を行う
- ・検査にて使用する備品類のアルコール等による消毒を徹底する

※関係者は、上記の他、別途の詳細ガイドラインを参照のこと

参考：公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（JADA）公式 WEB サイト

<https://www.playtruejapan.org/topics/2020/000453.html>

(2) 来賓対応

-1. 来賓全員に求められること

[感染対策ルール](#) を遵守する

-2. 主管 FA は予め、来場者の一覧表を作成し、当日の管理に役立てる

来場者の個人情報取得については、政府・開催地自治体の方針に従い、主催者が判断する

-3. ケータリング

- ① ビュッフェ形式の食事提供を行う場合は、サーブをするスタッフを配置することも検討する
- ② 飲食時にマスクを一時的に外す場合、感染リスクが高まる可能性があるため、以下の注意事項を厳守すること
 - ・飲食時にマスクを外している間は話さない、話しかけない
 - ・飲食後は速やかにマスクを着用すること
 - ・大きな声を発しない

-4. 貸し出し物

- ① ブランケット等、防寒具の貸し出しを行うことはできるが、一度利用したものを再度利用することは控える

(3) メディア対応

試合を取材するメディアに対しても、事前に感染対策を周知し、次に記載されている内容を遵守するように伝えます。

-1. メディア全員に求められること

[感染対策ルール](#) を遵守する

-2. 試合取材における必須事項

競技会・試合の取材申請を事前に締め切ることにより、取材者の人数調整が可能となり、試合会場の設備に合わせて、3密を避けることにより、感染リスクを下げることができます。

- ① すべてのメディアが JFA への事前申請を必須とする
- ② 取材活動ができる人数制限を設け、取材許可されたメディアのみ会場内での取材を可とする
- ③ メディアは、取材の 14 日前から健康状態を管理し、記録する
- ④ 受付時の検温により体温が 37.5 度以上の方、体調不良者は、取材活動をお断りする

-3. 会場内の対応について

- ① メディア入口、メディア動線は、チーム・審判と完全に分け、接触がないようにする
- ② 記者会見場やミックスゾーン、控室においてメディアはマスクを着用し、不必要な会話は控える。

-4. 記者席での取材活動

- ① 取材活動が許可された記者については、指定された記者席で取材活動をおこなう

-5. ピッチレベルでの撮影（取材活動）

- ① 試合中に決められた撮影位置からの移動は禁止する

-6. 試合終了後の対応

- ① 監督記者会見および選手の取材は対面あるいは WEB 会議システムにて実施する
- ② 対面で実施する場合、以下の通りの対応とする
 - ・ 監督・選手は距離を確保し、必要な感染対策を講じて対応する
 - ・ 監督・選手とメディアが交わらないよう、かならずエリアをプラ柵・テープなどで仕切る
 - ・ 監督・選手とメディア間の距離を確保する。
 - ・ フォトグラファーは試合終了後の対応エリアに入らない
 - ・ できるだけ換気の良い場所で取材を行う
 - ・ できるだけ短い時間で取材を終える

4. 事後対応

競技会終了後、以下の通り対応します。

-1. 健康チェックシートの保存

主管 FA は、万が一、感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、競技会当日に参加した選手、スタッフ、メディア、運営関係者から提出された健康チェックシートに保存期間（少なくとも1ヶ月）を明記し、保存します。また、保存期間経過後、健康チェックシートを廃棄します。

-2. 参加チームの状況確認、対応

競技会終了後14日以内に、各チームの感染対策責任者に連絡を取り、具合の悪い選手・スタッフがいないか確認します。万が一、運営スタッフの中から競技会終了14日以内に新型コロナウイルス感染症の症状が出た場合には、帰国者・接触者相談センターやかかりつけ医、地域の相談窓口にご相談します。その後、新型コロナウイルスの陽性反応となった場合は、保健所の指示に従うとともに、主管 FA は JFA に報告します。

また、チームから感染者発生のご報告があった場合にも、同様にその旨 JFA に報告します。

5. 夏季における熱中症予防に向けた留意点

気温の上昇する夏季においては、各諸室の窓やドアの開放、参加者にマスク着用などの義務化により、熱中症を発症するリスクが高まることから、感染拡大防止に向けた取り組みに併せて熱中症を予防します。

「スポーツ活動再開時の新型コロナウイルス感染症対策と熱中症予防について」を参照するとともに、政府が示す「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイントに基づく下記の点などに留意して各種活動を実施します。

-1. マスクの着用

マスクの着用時は、マスクを着用していない場合と比べると、心拍数や呼吸数、体感温度の上昇など、身体に負担がかかることがあるため、参加者に対してはこうしたリスクを周知するとともに、こまめな水分補給を心がけます。

また、高温や多湿といった環境下では、屋外で人と十分な距離（少なくとも2 m以上）が確保できる場合には、マスクを外しても構いません。

-2. エアコンの使用について

諸室等においてエアコンを使用する場合も、冷房時でも窓開放や換気扇によって換気を行います。換気により室内温度が高くなる場合があるため、エアコンの温度設定を下げるなどの調整をしてください。

-3. 涼しい場所への移動について

参加者に対しては、少しでも体調に異変を感じたら、速やかに涼しい場所へ移動するようアナウンスします。

なお、会場の関係で、医務室等の諸室にすぐに入ることができない場合は、屋外でも日陰や風通しの良い場所への移動を促せるよう事前に準備します。

6. 様式

(1) 健康チェックシート

健康チェックシート							
<p>本健康チェックシートは、〇〇サッカー協会が開催する各種大会において新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、参加者の健康状態を確認することを目的としています。〇〇サッカー協会、または主催者等から求められた場合に提出できるよう記録・管理を行って下さい。</p> <p>本健康チェックシートを提出いただいた場合、記入いただいた個人情報について、〇〇サッカー協会は、厳正なる管理のもとに保管し、チーム関係者の健康状態の把握、来場可否の判断および必要なご連絡のためにのみ利用します。また、個人情報保護法等の法令において認められる場合を除きご本人の同意を得ずに第三者に提供いたしません。但し、大会会場にて感染症患者またはその疑いのある方が発見された場合に必要範囲で保健所等に提供することがあります。</p>							
＜基本情報＞							
団体名				代表者 連絡先			
フリガナ				生年月日	西暦	年	月 日
氏名				電話番号			
				Eメール アドレス			
住所	〒						
＜大会当日までの体温＞							
日付	起床時体温	日付	起床時体温	日付	起床時体温	日付	起床時体温
/ ()	℃	/ ()	℃	/ ()	℃	/ ()	℃
/ ()	℃	/ ()	℃	/ ()	℃	/ ()	℃
/ ()	℃	/ ()	℃	/ ()	℃	/ ()	℃
/ ()	℃	/ ()	℃	/ ()	℃	/ ()	℃
＜大会前2週間における健康状態＞ ※該当するものに「✓」を記入してください。							
チェック項目							チェック欄
① 平熱を超える発熱がない							
② 咳（せき）、のどの痛みなどの 風邪症状がない							
③ だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）がない							
④ 臭覚や味覚の異常がない							
⑤ 体が重く感じる、疲れやすい等がない							
⑥ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がない							
⑦ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいない							
⑧ 過去7日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間が必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がない							
⑨ その他、気になること（以下に自由記述）							
(大会参加者が未成年の場合) 保護者 確認欄							
保護者 氏名							
電話番号				Eメールアドレス			
確認日		西暦		年		月 日	

(2) 各種チェックリスト

最終版 2019年4月改訂版 2019年4月改訂

区分	項目	内容	確認
1. 準備	1- 一般事項	1.1 社内関係 関係者の確認等	
		1.2 社内関係 関係者の確認等	
		1.3 社内関係 関係者の確認等	
		1.4 社内関係 関係者の確認等	
		1.5 社内関係 関係者の確認等	
		1.6 社内関係 関係者の確認等	
		1.7 社内関係 関係者の確認等	
		1.8 社内関係 関係者の確認等	
		1.9 社内関係 関係者の確認等	
		1.10 社内関係 関係者の確認等	
		1.11 社内関係 関係者の確認等	
		1.12 社内関係 関係者の確認等	
		1.13 社内関係 関係者の確認等	
		1.14 社内関係 関係者の確認等	
		1.15 社内関係 関係者の確認等	
		1.16 社内関係 関係者の確認等	
		1.17 社内関係 関係者の確認等	
		1.18 社内関係 関係者の確認等	
		1.19 社内関係 関係者の確認等	
		1.20 社内関係 関係者の確認等	
		1.21 社内関係 関係者の確認等	
		1.22 社内関係 関係者の確認等	
		1.23 社内関係 関係者の確認等	
		1.24 社内関係 関係者の確認等	
		1.25 社内関係 関係者の確認等	
		1.26 社内関係 関係者の確認等	
		1.27 社内関係 関係者の確認等	
		1.28 社内関係 関係者の確認等	
		1.29 社内関係 関係者の確認等	
		1.30 社内関係 関係者の確認等	
		1.31 社内関係 関係者の確認等	
		1.32 社内関係 関係者の確認等	
		1.33 社内関係 関係者の確認等	
		1.34 社内関係 関係者の確認等	
		1.35 社内関係 関係者の確認等	
		1.36 社内関係 関係者の確認等	
		1.37 社内関係 関係者の確認等	
		1.38 社内関係 関係者の確認等	
		1.39 社内関係 関係者の確認等	
		1.40 社内関係 関係者の確認等	
		1.41 社内関係 関係者の確認等	
		1.42 社内関係 関係者の確認等	
		1.43 社内関係 関係者の確認等	
		1.44 社内関係 関係者の確認等	
		1.45 社内関係 関係者の確認等	
2. 調査	2- 調査	2.1 調査	
		2.2 調査	
		2.3 調査	
		2.4 調査	
		2.5 調査	
		2.6 調査	
		2.7 調査	
		2.8 調査	
		2.9 調査	
		2.10 調査	
		2.11 調査	
		2.12 調査	
		2.13 調査	
		2.14 調査	
		2.15 調査	
		2.16 調査	
		2.17 調査	
		2.18 調査	
		2.19 調査	
		2.20 調査	
		2.21 調査	
		2.22 調査	
		2.23 調査	
		2.24 調査	
		2.25 調査	
		2.26 調査	
		2.27 調査	
		2.28 調査	
		2.29 調査	
		2.30 調査	
		2.31 調査	
		2.32 調査	
		2.33 調査	
		2.34 調査	
		2.35 調査	
		2.36 調査	
		2.37 調査	
		2.38 調査	
		2.39 調査	
		2.40 調査	
		2.41 調査	
		2.42 調査	
		2.43 調査	
		2.44 調査	
		2.45 調査	
3. 報告	3- 報告	3.1 報告	
		3.2 報告	
		3.3 報告	
		3.4 報告	
		3.5 報告	
		3.6 報告	
		3.7 報告	
		3.8 報告	
		3.9 報告	
		3.10 報告	
		3.11 報告	
		3.12 報告	
		3.13 報告	
		3.14 報告	
		3.15 報告	
		3.16 報告	
		3.17 報告	
		3.18 報告	
		3.19 報告	
		3.20 報告	
		3.21 報告	
		3.22 報告	
		3.23 報告	
		3.24 報告	
		3.25 報告	
		3.26 報告	
		3.27 報告	
		3.28 報告	
		3.29 報告	
		3.30 報告	
		3.31 報告	
		3.32 報告	
		3.33 報告	
		3.34 報告	
		3.35 報告	
		3.36 報告	
		3.37 報告	
		3.38 報告	
		3.39 報告	
		3.40 報告	
		3.41 報告	
		3.42 報告	
		3.43 報告	
		3.44 報告	
		3.45 報告	
4. 報告書作成	4- 報告書作成	4.1 報告書作成	
		4.2 報告書作成	
		4.3 報告書作成	
		4.4 報告書作成	
		4.5 報告書作成	
		4.6 報告書作成	
		4.7 報告書作成	
		4.8 報告書作成	
		4.9 報告書作成	
		4.10 報告書作成	
		4.11 報告書作成	
		4.12 報告書作成	
		4.13 報告書作成	
		4.14 報告書作成	
		4.15 報告書作成	
		4.16 報告書作成	
		4.17 報告書作成	
		4.18 報告書作成	
		4.19 報告書作成	
		4.20 報告書作成	
		4.21 報告書作成	
		4.22 報告書作成	
		4.23 報告書作成	
		4.24 報告書作成	
		4.25 報告書作成	
		4.26 報告書作成	
		4.27 報告書作成	
		4.28 報告書作成	
		4.29 報告書作成	
		4.30 報告書作成	
		4.31 報告書作成	
		4.32 報告書作成	
		4.33 報告書作成	
		4.34 報告書作成	
		4.35 報告書作成	
		4.36 報告書作成	
		4.37 報告書作成	
		4.38 報告書作成	
		4.39 報告書作成	
		4.40 報告書作成	
		4.41 報告書作成	
		4.42 報告書作成	
		4.43 報告書作成	
		4.44 報告書作成	
		4.45 報告書作成	

4.45 報告書作成

4.45 報告書作成

参加チーム用 新型コロナウイルス対応版チェックリスト例

シーン	項目	チェック欄	備考
1 事前準備	(1) チーム内において感染対策責任者を定め、競技会主管FAの感染対策責任者を把握する。		
	(2) 競技会・試合に参加する上での注意事項を選手・スタッフ全員が理解する。(不安がある場合は参加を見送る)		
	(3) 主管FAから健康管理表を入手し、競技会開催日まで健康チェックを行う。		
	(4) 選手が未成年の場合は、保護者が競技会の会場、日時、対戦相手を理解しており、参加を了承している。(了承しない場合は無理に参加させない。)		
2 往復の移動	(1) 原則としてマスクを着用する。屋外で人と十分な距離(少なくとも2m以上)が確保できる場合には、マスクをはずすことができる。		
	(2) 往復の交通公共機関利用時にはラッシュ時や混んでいる車両を避ける。		
	(3) 窓を開ける等、換気がよくなる工夫をする。		
	(4) 切符を買うために使う指を限定し、その際に使用した指で顔や目を触らない。		
	(5) 電車・バス等公共の交通機関内において、常に他者と距離をとり、会話も控える。		
	(6) 目的地に到着後、特につり革、手すりなどを触った手を手洗い、消毒、うがいをする。		
	(7) 寄り道をせずに、できるだけ早く帰宅する。		
3 試合前	(1) 選手はウォームアップ実施以外の時はマスクを着用する。指導者・スタッフは常に原則としてマスクを着用する(屋外で人と十分な距離(少なくとも2m以上)が確保できる場合には、マスクをはずすことができる)。		
	(2) 健康チェックシートを記録・管理する。必要に応じて主催者・主管FA等の感染対策責任者に提出する。		
	(3) 着替えを素早く済ませ、更衣室から早く出る。		
	(4) 更衣室が狭い場合の更衣の順番についてはローテーションを組む等の工夫をする。更衣終了後は更衣室の窓とドアを開けっ放しにする		
	(5) 握手やハイタッチ等は行わない。		
	(6) ミーティングの回数・時間を減らす、もしくは行わない。		
4 試合中	試合関係者のコミュニケーション、給水等		
	(1) 指導者・スタッフ、ベンチに座る選手は常に原則としてマスクを着用する(屋外で人と十分な距離(少なくとも2m以上)が確保できる場合には、マスクをはずすことができる)。		
	(2) プレ以外の不要な接触を避ける(得点後の喜び、交代時の握手等)。		
	(3) ピッチ上でチームメイト、審判員と会話する際にも距離についてしっかりと配慮する。		
	(4) ベンチでの選手間の距離を保つ。		
	(5) サブの選手は、アップ時の他の選手との距離にも注意を払う。		
	(6) 水・氷を濡めたクーラーボックスにボトルを漬けない。		
	(7) ボトルを他の選手と共有しない。		
	(8) タオル等、リネンを他の選手と共有しない。		
	(9) うがいした水をピッチ内に吐かない。		
	(10) ピッチ内でも咳エチケットを守り、つばを吐いたり、手鼻をかまない。		
	ハーフタイム・交代・退場時、試合終了時の対応		
	(1) 更衣室に戻る前に消毒や手洗い、うがいをする。		
	(2) 選手交代後においても消毒や手洗い、うがいをする。		
(3) 退席や退場の際等、審判員と会話をする事があつたとしてもその距離には十分に配慮する。			
(4) 怪我をした選手を他の選手がむやみに接触しない。また、ピッチ外に当該選手を移動させる際は、おんぶやだっこを避け、担架を活用する。仮に、おんぶ等をして当該選手を移動させた場合、移動に関わった人は速やかに消毒を行う。			
(5) メディカルスタッフはテックスグローブを活用する。			
(6) 試合後のチーム、審判員との挨拶、相手チームベンチへの挨拶は行わない。			
5 試合後	(1) 更衣室が狭い場合の更衣の順番についてはローテーションを組む等の工夫をする。更衣終了後は更衣室の窓とドアを開けっ放しにする		
	(2) 着替えを素早く済ませ、更衣室から早く出る。		
	(3) シャワーの利用についてはローテーションを組んで交代で浴びる等の工夫をする。		
	(4) 試合会場のルールに従い、ゴミを密封した状態で処分するか、持ち返る。		
6 帰宅後の過ごし方	(1) 手洗いうがいを徹底する。		
	(2) バランスの良い食事をとる。		
	(3) 検温と共に行動記録を書く。		
	(4) 早めに就寝し、十分な睡眠時間を確保する。		
7 事後対応	(1) 帰宅後14日以内にチームの中から感染者が出た場合は、主管FAの感染対策責任者に速やかにその旨伝える。		

チーム感染対策責任者: _____

※このリストをもとに各FAが地域の実情に応じてカスタマイズする。

審判員・審判指導者用（試合参加時） 新型コロナウイルス対応指針チェックリスト例

シーン	項目	チェック欄	備考
1 準備準備	① 審判チーム内において感染対策責任者を定め、競技会主催FAの感染対策責任者を把握する。		
	② 競技会・試合に参加する上での注意事項を審判員・審判指導者全員が理解する。（不安がある場合は相談も行う）		
	③ 日頃から健康管理表を作成し、毎日健康チェックを行う。		
	④ 未成人審判員の保護者が、競技会の会場、日時、対象相手を理解しており、審判員の参加を了承している。（了承しない場合は無理に参加しない。）		
2 往復の移動	⑤ マスクを着用する。		
	⑥ 往復の交通公共機関利用時にはラッシュ時や混んでいる車両を避ける。		
	⑦ 窓を開ける等、換気がよくなる工夫をする。		
	⑧ 初着を脱ぐために着替えを想定し、その際にも使用した指で顔や目を触らない。		
	⑨ 電車・バス等において、席に余裕が確保できず、会話が控える。		
	⑩ 目的場に着いたら、すぐに手洗い・アルコール消毒・うがいをする。		
	⑪ 着の脱ぎをせずに、できるだけ早く帰宅する。		
3 試合前	⑫ 審判員はのらみアップ実施以外の時はマスクを着用する。審判指導者は常にマスクを着用する。		
	⑬ 健康チェックシートを主催FAの感染対策責任者に提出する。		
	⑭ 着替えを早く済ませる。		
	⑮ 更衣室が狭い場合の更衣の順番についてはローテーションを組む等の工夫をする。更衣終了後は更衣室の窓を下ろし換気を行う。		
	⑯ 審判打合せは会場内の空気を避けて場所を広く早く済ませる。		
	⑰ 更衣が終了し早急に更衣室を出る。		
	⑱ 審判指導者は審判員に試合前、試合中、試合後とそれぞれに接する機会がない。会話が可能な場合、お互いにマスクを着用し距離を保ち、最小限の会話に抑える。		
4 試合中	試合前後のコミュニケーション、給水等		
	① 選手等との不必要な接触を避ける。		
	② トップ上で選手と会話する際は距離に十分に気を配る。		
	③ 要4の審判員は試合中もマスクを着用する。		
	④ 要4の審判員は試合運営責任者等とのベンチでの距離を保つ。		
	⑤ 試合の際に行う飲水は自分専用のボトルを使用する。		
	⑥ ビーチ内でも靴エチケットを守り、こぼさないよう、手拭きが足りない。		
	⑦ うがいした水をどろみで拭かない。		
	ハーフタイム・交代・退場時、試合終了時の対応		
	① 更衣室に戻ると前に到着や手拭い、うがいをする。		
	② 退場や退場の予定の相手等、選手や監督と会話する必要がある場合は、距離に十分配慮し、必要最小限の会話に限定する。		
	③ 退場した選手にむかひに接触しない。また、ゴール外に出た選手を接触させる際は、おんぶやだっこを避け、抱きかかるとする。		
	④ 試合後の選手との接触は行わない。選手をしない。		
⑤ 試合後の審判員と審判指導者、及び審判員同士の間でのミーティングはどちらも行わない。後日に別の方法（電話、メール、オンラインミーティング等）で行う。			
5 試合後	① 更衣室は更衣室終了後、更衣の順番についてはローテーションを組む等の工夫をする。		
	② 着替えを早く済ませ、更衣室から早く出る。		
	③ シヤワーの利用についてはローテーションを組んで交代で浴びる等の工夫をする。		
	④ 試合会場のルールに従い、ゴミを適切に分別して処分するか、持ち返る。		
6 帰宅後の確認し方	① 手洗いの回数を確認する。		
	② プリンターの使い方を確認する。		
	③ 検温と共同行動記録を確認する。		
	④ 早めの就寝し、十分な睡眠時間を確保する。		
7 事後対応	① 帰宅後14日以内に感染が認められた場合は、主催FAの感染対策責任者に速やかにその旨を伝える。		

審判員・審判指導者名： _____

シーン	項目	チェック欄	備考
1 全般的な事項	01 感染症の拡大防止チェックリストを施設内の適切な場所（管理事務所や各施設の入口等）に掲示すること		
	02 各事業がきちんと進められているが施設内を定期的に巡回・確認すること		
	03 障がい者や高齢者など利用者の特性にも配慮すること		
	04 利用者より退去を求めた直後について、保存期間（少なくとも1月以上）を定めて保存しておくこと		
	05 利用者の感染状況や、地域の感染拡大の可能性への対応方針について、施設に立地する自治体の衛生部局とあらかじめ確認しておくこと		
2 施設の手洗いの対応 (利用者にも求めること)	01 利用者が以下の状態に該当する場合は、利用の自粛を求めると（利用当日に直前と直後を行う） -体調がよい場合（例：発熱・咳・咽痛などの症状がある場合） -同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合 -過去24日以内に海外から入国し、入国後の観察期間が必要とされている国、地域等への渡航又は当該自治体の濃厚接触者の場合		
	02 マスクを所持すること（受付時や着替え時等のマスクを付けない場合や会話をする際にはマスクを着用すること）		
	03 こめや手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること		
	04 他の利用者、施設管理者等の距離（できるだけ2m以上）を確保すること（障がい者の挨拶や介助を行う場合は除く）		
	05 利用中に大きな声で会話、正座等しないこと		
	06 感染防止のために施設管理者が決めたとその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと		
	07 利用終了後2週間以内は新型コロナウイルス感染症を発生した場合は、施設管理者に対して運営中に濃厚接触者の有無について報告すること		
3 当日の受付時の対応	01 受付窓口には、手指消毒薬を設置すること		
	02 発熱や軽度であっても咳・咽痛などの症状がある人は入場しないよう呼び掛けること		
	03 入上人が別室になる場合は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで隔離すること		
	04 利用者が距離を置いて並ぶように前日の設置等を行うこと		
	05 受付を行うスタッフには、マスクを義務付けること		
	06 インターネットやスマートフォンを必要でない受付の一環の普及を促し、受付場所での情報の記入や現金の授受等を選択できるようにすること		
	07 利用者が密な状態になるおそれがある場合は、入場制限を行うこと		
	08 利用者が健康チェックシートを提出を求めること		
	09 利用者がマスクを準備しているか確認すること		
	10 施設利用前後のミーティング等においても、マスクの着用を促すこと		
4 準備すべき準備の対応	手洗いの場所		
	01 手洗い場にはポンプ型の液体石鹸は必ず設置すること		
	02 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること		
	03 手洗い場は手拭き紙のペーパータオル（使い捨て）も必要に応じて用意すること（利用者にマイクスの消毒を求めても良い）		
	04 手洗いや乾燥機の場合は、アルコール等の手指消毒薬も用意すること		
	更衣室、休憩スペース		
	01 広さには余裕を持たせ、他の利用者との密になることを避けること（障がい者の介助を行う場合は除く）		
	02 扉の閉鎖が容易にできる場合は、一度に入居する利用者の数を制限する等の措置を講ずること		
	03 室内又はスペース内で複数の利用者が集まる考えられる場所（ドアノブ、ロビーの椅子、テーブル、イス等）については、こまめに消毒すること		
	04 換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること		
	05 スタッフが使用する際は、入居者が前後に手洗いをすること		
	換気扇		
	01 トイレ内の換気扇の利用者が触れたい考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒すること		
	02 トイレの蓋を閉めた状態で手洗いを促すよう表示をすること		
	03 手洗い場にはポンプ型の液体石鹸は必ず設置すること		
04 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること			
05 手洗い場は手拭き紙のペーパータオル（使い捨て）も必要に応じて用意すること（利用者にマイクスの消毒を求めても良い）			
スロープ・階段の管理			
01 利用者にスロープ・階段を所持してもらうよう促すこと			
02 呼び出し利用するスロープ・階段については、手荷物の持ち運びを禁止して階段に上り下りすること			
03 スロープ用品の貸出を行う場合は、貸出を行う利用者を特定できる工夫をすること			
04 貸出前後に消毒すること			
飲食の管理			
01 施設に飲食も入場させる場合は、経営団体が適切な状態としないこと。必要に応じて、あらかじめ飲食の数を減らすなどの対応をとること			
02 大声での会話をしないことや会話を控え、会話をしている場合はマスクを着用すること等の細則事項も検討すること			
換気・入浴・更衣を行う際の配慮			
01 換気設備を適切に運転することや、定期的に直を換気・換気扇の入れ替え等の換気を行うこと			
02 体着用の床をこまめに清掃すること			
03 体着部等の施設において、密な状態にならないようにすること			
施設への入口			
01 手指の消毒は必ず設置すること			
02 施設利用時の利用者が遵守すべき事項のチェックリストを掲示すること			
ゴミの管理			
01 湯水、電線など付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用すること			
02 マスクや手袋を脱いで後は、必ず石鹸（ポンプ型の液体石鹸は必ず設置）と流水で手を洗い、手指消毒すること			
清掃・消毒			
01 市販されている界面活性剤含有の消毒液や漂白剤を用いて清掃すること			
02 清掃の清掃後に、不特定多数が触れる箇所は消毒、更衣室、更衣室に消毒をすること			
その他			
01 イベント主催者が運動・入浴・更衣等の準備・片付け（飲食物や利用者に渡す際は、以下に配慮して対応）を行うこと			
02 利用者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること			
03 スロープ・階段等の取扱いについては、必ず手拭き紙・ビニール袋や使い捨ての靴カバーで提供すること			
04 飲食物の取扱いについてはマスクを着用すること			

(参考) 各団体が発出する各種方針・ガイドライン等

発行元	方針・ガイドライン等
世界保健機関 (WHO)	Considerations for sports federations/sports event organizers when planning mass gatherings in the context of COVID-19: interim guidance (英語)
厚生労働省	「新型コロナウイルス感染症対策基本的対処方針」
	「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」
内閣官房	新型コロナ感染症対策本部資料 (内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室 HP)
	業種別ガイドライン一覧 (内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室 HP)
文部科学省	学校再開に向けて (Q&A、通知等)
スポーツ庁	「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」 (2020.5.14)
日本スポーツ協会	「スポーツイベント再開に向けた感染拡大予防ガイドラインについて」 (2020.5.14)
日本障がい者スポーツ協会	「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン (改訂版)」 (2020.5.29)
日本スポーツ協会	スポーツ活動再開時の新型コロナウイルス感染症対策と熱中症予防について
日本プロサッカーリーグ (Jリーグ)	Jリーグ 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン
サッカー・ブンデスリーガ	TASK FORCE SPORTMEDIZIN/SONDERSPIELBETRIEB IM PROFIFUSSBALL (独語)

RESPECT

大切に思うこと

サッカーがある日常が戻りつつあります。

大好きなサッカーができるという当たり前のことが、
どんなに素晴らしく、価値のあることなのか、
あらためて気づいた人も多いのではないのでしょうか。

新型コロナウイルス感染症は恐ろしい病気です。
しかし、怖いのはウイルスだけではありません。
風評やデマ、誹謗中傷——
それに翻弄されることもまた、危険なことです。
感染者や医療従事者などに対する偏見や差別も、
決してあってはなりません。
私たちの命や生活を支えてくれる人たちに、
感謝とエールを送りましょう。

感染症への不安からサッカーへの参加を
迷っている人もいるでしょう。
今は自粛しようという気持ちになるのも当然のことです。
自分と異なる考えを持った人たちを
排除したりせず、理解し、尊重しましょう。

私たちは スポーツを愛する仲間なのだから。

みんなが安心してプレーできる環境づくりを
目指していきたい。

大切なサッカーを、 自分たちの手で守っていきたい。

そのために、リスペクト——。
関わりある人々やすべてを
大切に思うこと。

